

## 平成26年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年3月10日（第5日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
土木管理課長	小川豊年	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	北川勝己
生涯学習課長	本山隆也	農業委員会事務局長	大串玲子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番	吉岡英允	6番	片渕彰
----	------	----	-----

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 片渕 彰議員

1. 県立高校再編計画について
2. 不法投棄について
3. 監視カメラ設置について

6. 大串武次議員

1. 少子化対策について
2. 新たな水田農業政策（経営所得安定対策）について
3. 新たな水田農業政策（日本型直接支払制度）について

7. 大串弘昭議員

1. 白石町総合計画について
2. 公共事業について
3. 農地・水保全活動事業について

8. 片渕栄二郎議員

1. 万葉の路の現状は
2. 町内の小学校の統廃合は
3. 土地改良施設の維持管理について

日程第3 議案第27号 財産の取得について

(質疑・討論・採決)

---

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、片渕彰議員の兩名を指名いたします。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

これより一般質問を行います。  
本日の通告者は4名であります。  
通告順に従い、順次発言を許します。片渕彰議員。

### ○片渕 彰議員

皆さんおはようございます。  
きょうは、通告どおり3点について質問をさせていただきます。  
まず第1点目で、皆さんにちょっと修正をお願いしたい箇所がありますので、まずそのほうをお願いします。  
大きく1番の(3)の一番下の行で、「県審議会」というふうに私が入れておりますが、これは「県の教育委員会」に訂正をお願いいたします。  
では、この審議会ということで、生徒減少期対策審議会ということで、第2回の審議会を立ち上げられて、それで県教育委員会のほうに去る24年8月答申をされております。  
そこで、第1項の質問でございますが、県立高校再編計画については、まずたたき台として県教育委員会の考え方を示した上で、今後学校関係者はもとより地域の方々や行政関係などに対して、情報の提供と説明を行うとともに、十分審議しながら進めていくということでございます。現在の再編計画の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

### ○北川勝己学校教育課長

県立高校再編計画についての進捗状況ということでございます。  
佐賀県では、少子化、過疎化の進展に伴い生徒数の減少傾向が続き、将来見込みにおいても、県立高校全体の募集定員が平成25年3月に6,600人から、平成33年3月では5,680人となり、920人程度減少となる見込みであります。  
このようなことから、県立高校再編整備実施計画について、これからのグローバル社会への対応、産業技術の高度化への対応、教育機会のさらなる拡大など、活性化のための基本的な方向性が出されております。  
県立高校再編整備実施計画たたき台に関する地区説明会が、平成26年1月28日から2月8日にかけて行われました。白石町では1月30日に開催されております。現在、県教育委員会の県立高校再編整備推進室では、地区説明会での意見等の集約がなされているものと思います。  
進捗状況とのお尋ねでございますけれども、説明会の配付資料及び新聞報道での情報においては、7月に新実施計画案を策定し、その後にパブリックコメントを実施しまして、協議検討を重ねて、10月には新実施計画が示される予定となっております。10月に最終的な結論を出すという考えのようでございます。  
以上です。

## ○片渕 彰議員

今から計画、そのたたき台としての計画案ということでございましょうが、県のホームページ、また新聞等においても、最終的には今後は市町村の行政側と協議の場を設置するというようになっております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。2002年に作成された第1次計画に上げられたときは、佐賀農業高校と杵島商業高校の再編計画ではなかったかと思っております。今度の再編計画では、白石高校を加える計画が盛り込まれております。

先ほどの新聞等もございましたとおり、進学校としてセンター試験を受ける時期に、就職が決まっている生徒がいるとなれば、学生の中でも温度差が出るんじゃないかというようないろんな意見も出ております。

そこで、進学校と専門高校の合併には無理はないのか、その辺について今後検討会での意思というんですかね、町としての考えをお聞かせいただければと思います。

## ○田島健一町長

片渕議員からの専門学科と普通科の統合は無理じゃないかというような問いでございます。これについては、私個人的な面もあるかもわかりませんが、新聞の2月25日やったですかね、新聞に載ってるものを踏まえても、私も専門高校と普通高校との再編統合というのは、本当に子供たちにとって、教育現場にとって、十分な教育効果が上げることができるかということは、ちょっと疑問があるんじゃないかなというふうに思います。

ましてや先ほど議員おっしゃいましたとおり、同じ学校の中でセンター試験を受けんばいかんというときに、学校の校内の中で、もう就職が決まってほっとしている子供たちと同じ校舎の中にいるというのは、やっぱり緊迫性というんですかね、そういった心構え等々についても、いささか疑問があるのかなというふうにも思います。

そういうことから、当初の杵島商業高校と佐賀農業高校だけで統合というのも、まだ中身について私個人的に発言はちょっとあれかも、今の時点では意見を集約していないものですから、個人的な見解にならざるを得ないわけですが、いささか疑問が残るかなというふうに思っております。

この2月25日の新聞記事が、佐賀県大体開催が済んだところでの発表だと思いますけども、一般論じゃないのかなというふうに私も思ったところでございます。

## ○片渕 彰議員

実は、その編成の仕方についてもですが、素案では軍隊みたいに、軍の隊みたいに大がかりな縛りというんですか、やっているんじゃないかというような懸念も生じているわけです。例えば普通高校でしたら鹿島と白石が合併をするとか、いろんな模索があってもよさそうですけど、これは見てますと、鹿島高校と鹿島実業、嬉野商業と塩田と、そういうふうな、杵島郡はこちら、こうしますよと、何かこう、それは通学区域もあろうかと思いますが、今度7月から今度通学を、県を4つに分けていた分を2つに分けて、通学をどこからでも行けるようなことを持っていくということなんですけど、ちょうど半分、今度の選挙区は佐賀県が2つに分かれて、1区と2区と分

かれていましたけど、その半分の中で多久、小城が大体選挙区ではこうなりますが、こっちの通学のあれは小城と多久が佐賀の方面というようなことはなろうかと思っております。ですから、ちょっと審議会を通した割には、大ざっぱなくくりじゃないかと思っております。

編成のたたき台に当たってもそうですけど、4つの項目を上げております。これは佐賀県の県民だよりの中に3月号に載っておりますけど、1番目、生徒減少に対応した高等学校組織をつくりますと、これは生徒が少なくなるというのはわかりますね。

2番、グローバル社会への対応、これは専門学校は今までそういうふうな流れでとってきてると思うんですよ。時代の流れをですね。

それで3番目、産業技術の高度化の対応、これなんか日々進歩している産業界でありますので、そこを卒業して専門の学校で習うということであれば、当然学校自体がその専門性を勉強させるというのは、その再編をしてから初めてじゃなくて、実際再編をする前でも専門学校としての機能はそんなもんじゃないかということをおもっております。

それからもう一つ、教育機会のさらなる拡大ということの4つを上げておりますが、全部がこの改革の策定、たたき台の上に乗せて、本当に皆さん、県民の人が納得するのかなというふうなことも考えております。

それで、審議会の答申、県教育委員会のほうで今たたき台を出されたんですが、答申についても、生徒減少に対応した県立高校教育の充実発展に資する対策についてということを出されております。背景は、新たに生徒減少期、社会経済情勢の変化。目標、生徒が進路希望を実現できる教育環境の整備。もう一つ、高等学校教育の実的充実ですね、実質的充実。方向性としては、長期的、全県的視野に立った高等学校の再編整備の推進、高等学校の学科等の整備ということでございます。

これは、それぞれの学校が創設されたときのことを考えれば、当たり前なことじゃないかということをおもっております。

そこで、そのままちょっと3番に進めさせていただきますが、学校というのは、それぞれの学校には歴史、伝統、在校生だけではなくて卒業生、同窓生、そこには誇り、そういういろんな人生においての熱い思いも学校にはあるかと思えます。ただ単に少なくなったから学校を減らそうということは、いかがなものかと私は思っております。

教育には、未来の子供たちの夢があります。また、私たちもそこに託さないといけないと思っております。それは、今は国も県も、市町村ももちろんですが、財政計画は必要不可欠であろうと思えます。しかしながら、子供たちに託す、今本当、世界情勢が、どこか日本の東京からこういう何か発信できたら、地方まで行きますという状態じゃなくて、もう国同士、ヨーロッパのことが、すぐもう我々の身近なところにあられるというような時代になっております。本当、グローバルの社会になっている中で、子供たちの未来にとっては本当厳しいものがあると思えます。

そこで、一番大切なのは教育じゃないかと思いをいたすわけです。それは今、国保の運営も厳しくなったり、老人社会になっております。しかし、国民がちょっと我慢をして、この教育に少しは金を回してでも、再編を阻止できるならお願いをしたいという気持ちは持っています。

ただ、再編をしなかったら、生徒の日ごろの部活、いろんな意味での学校行事の中に取り組む、勉強だけじゃない部分もあろうかと思えます。その辺についてはまだ協議をすることも必要かと思えますが、私は教育分野というのは、もう一つ違う範囲じゃないかというようなことを思っております。

以前にも小泉さんの米百俵の話がありましたように、難儀して戊辰戦争の後、藩が窮地にあって食べるものがなかったというとき、支藩のほうから100俵いただいたと。やっぱり皆さんは、いや、米が食われるばいということで大分期待をされてるんですが、それをお金にかえて私学校をつくられて、これからは教育だということで、皆さんにも我慢してくださいというような歴史もあったかと思えます。

そこで、教育というのは、私はそういうふうにして何かをよしめるばかりが教育かなというふうにも思っておりますが、その辺、市町村とか団体の議論を十分、今後県のほうは重ねていくということをおっしゃっております。2002年の計画検証では、牛津高校と高志館高校の再編をしましょうということやっただですけど、これも行わないというような結論に至っているわけですね。

ですから、今普通高校はどんどん入学者の定員がちょっと切れてますが、専門学校の定員はほとんど1. 幾らで、定員割れするような専門学校はなかったかなと記憶にしておりますが、その辺で県との協議というのは、なかなか私たちも説明終わったですよということでございますが、あとは行政、町行政のほうとのすり合わせとか協議をしていきたいというふうな県が言っておりますので、その辺をもう一つ、今後の対策として町長にお尋ねをしていきたいと思っておりますが、町長よろしくお願ひします。

## ○田島健一町長

先ほど進展といいますか進捗といいますか、これまで地区説明会等々があったというところで、今はちょっと私どもと県と町との関係というのは、今ないわけでございますけれども、県教育委員会におかれては、既に開催された地区説明会でのいろんな意見、また2月25日に新聞でも掲載されていることは認識をされてるんじゃないかなというふうに思います。

それを見ると、やはり今議員言われるようなこと、それぞれの学校にはこれまでの歴史、伝統、文化がある中で、母校がなくなってしまうということへの不満、また地域で重要な役割を果たしている現状で、なくなってしまうという不安、さらにまちづくりにおいても影響があるやろうと等々の、数多くの反対意見があっているのが事実ではなかろうかというふうに思います。

しかし、素案が議論のたたき台でありますので、さまざまな意見をもらうことによって意義があったということで、案の修正についても、意見を踏まえてこれから検討するというようなことをおっしゃっているようでございます。

また、今後は業界団体への説明であるとか、全県的視野からの意見聴取を行っていくなどの考えもあらわれるようでございます。さらに、今後は市町の行政側との協議の場を設けていくということもございまして、そういうことでもございまして、私は議員さんたちを初め町民の皆さんから意見を聞きながら、また先ほど議員言われますように、もう一つ子供たちの目線、子供たちの考え、意見、こういったものも踏まえて、

私は県に対して意見を述べていきたいというふうに思っているところでございます。  
以上です。

#### ○片渕 彰議員

なかなか難しいもので、振り返ってみたら、歴史上もずっと延々と続くようなあれはないと思いますが、そこに思い出、それぞれの地域のやっぱりよりどころというんですかね、そういうのがなくなるのは一抹の不安を覚えるところでございます。

それで、今後は市町村の行政側と協議の場を設置し、7月ごろ計画案をまとめ、10月ごろ計画を策定するということになっておりますので、何とぞその辺の努力をひとつよろしくお願いいたしまして、第1項目の再編計画についてはこれで終わらせていただきます。

2番目、不法投棄についてお尋ねをいたします。

まず、不法投棄について、罰則規定というのはどういうふうになっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○杉原 忍副町長

不法投棄の罰則ということでお尋ねがございました。

廃棄物処理法、正式には廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございます。その中で、何人もみだりに廃棄物は捨ててはならないというふうな規定がございます。それで、その法律の中に罰則がございまして、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金というふうになっております。それと、法人につきましては、直接違反行為をした者だけでなく、その法人に対しても3億円以下の罰金というふうになっております。

以上です。

#### ○片渕 彰議員

これは他人の土地に廃棄するのが、そういう罰金の規定になっているということでしょうが、自分の土地に例えばごみを捨てたということであれば、その罰則規定、そういうものは、自分の土地とした場合はどうなっているか、お尋ねをいたします。

#### ○杉原 忍副町長

自分の土地に捨てた場合どうなるのかということでございますけども、自分の土地と申しましても、いつまでも自分の土地かどうかはわかりません。所有権はかわってまいります。そういうことで、自分の土地であっても不法投棄というふうになります。  
以上です。

#### ○片渕 彰議員

私たちは、日ごろ規制、決まり事の中で生活をしていると思うんですよ。法律にしても、自動車ですれば、簡単に言えば自動車は左をとというような規則の中で生活していますが、何せ、じゃあ法律を全部みんな知っているのかということがあれば、知

らないこともたくさんあるわけですね。

そこで、ごみに関してですが、ごみの野焼きについてはどういうふうな規定か、罰則金、その辺がわかりましたらお尋ねいたします。

#### ○杉原 忍副町長

ごみの野焼きの件でございます。ごみの野焼き等も、不法投棄の罰則規定と同じでございます。5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金というふうになっております。

#### ○片渕 彰議員

野焼きでちょっとまた質問を、野焼きのところですね。私たち小さいころもそうですけど、落ち葉たきですね、当たろうか、当たろうか、落ち葉たきという歌もあるように、自分の家に落ち葉等とか小枝とかは落ちるときがあるわけですね。そういうのを燃やしたら野焼きになるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが。

#### ○杉原 忍副町長

ちょっと済みません、細かい詳細まではちょっと区別がわからないんですけども、その辺ちょっと確認させてから答弁をさせていただきます。済みません。

#### ○片渕 彰議員

では、2番目に行かせてもらいますが、ごみの不法投棄、また通報とかパトロール中に見つけたということであれば、町として指導及び、さっきの罰則もありますが、罰則までの町の手段というんですかね、手順というんですか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

#### ○杉原 忍副町長

今お尋ねの件は、発見から罰則までの手順といたしますか、順番ということでございますけども、町ではごみの不法投棄や野焼きなど、生活環境の悪化に関する情報提供者といたしまして、環境保全監視員ということを27名委嘱を今年度しております。毎月、不法投棄などに関する状況報告をペーパーでいただいております。また、時には一般の住民の方からも苦情や通報をいただいております。

報告や通報をいただきましたら、まずうちの担当職員が現場に出向きます。そして、その状況を確認いたしまして、投棄原因が判明できる書類というのを物証がないかを調べます。調べて、もし何かありましたら警察に捜査依頼をお願いしたりしますが、ほとんどの場合、原因を特定できるものというのは見つからない場合がほとんどでございます。

まれに原因者が判明することもございますけども、その場合は警察での事情聴取が行われ、よほど悪質でない限りは告訴までは至りません。初犯のような場合は、警察に始末書を提出させてもらって、現地の原状回復、ごみを回収して適正な処分をしてもらうということで、指導や勧告を行っております。

ただ、今後、一度指導したにもかかわらず、不法投棄を繰り返す者が出てまいりました場合や、多量の産業廃棄物を不法投棄をした場合等は、町としても告発する所存ではあります。ただ、町といたしましては、犯人探しが目的ではございません。あくまで生活環境の悪化を防止したいというふうな観点で、状況に応じた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○片渕 彰議員

これは不法投棄とはまた別のことですが、数年前から廃電気製品というんですかね、電化製品の不用品など無料で引き取りますよという回収業者が、町内回っております。また、持っていったら引き取ってくれる場所もありますし、今もちょっと放置されたようなところ、放置というんですかね、旧有明地区の国道沿いにもありますが、これは個人でその業者に出すんだから、不法投棄とは別に問題はないのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

#### ○杉原 忍副町長

数年前から、そういうふうな廃家電品等の不用品を無料で引き取るところや、回収車が回ってきております。そういうことでは、廃棄物を処理したり収集したりする場合は、許可が必要でございます。逆に申し上げますと、許可を持たない者にごみの運搬や処理を頼むことは法律違反に当たり、そのごみを出した方、頼んだ側にも排出者責任が問われることがございます。

ただ、例外品目というものがございまして、専ら再生利用することが明らかな品目、ちょっと4品目ほどございまして、その分につきましては、許可を有さずとも収集することを認められております。今言いました4品目といいますのは、古紙、段ボール、新聞、雑誌類ですね。2つ目が古布、古着などですね。3つ目が瓶類、ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶など繰り返して使うものですね。それとくず鉄です。そういうふうなものにつきましては、許可なく収集することが認められております。

本町では、この4品目を除く廃棄物の収集について許可を出した業者は、一件もないようでございますので、不審な無料回収業者等への安易に廃家電品を引き渡しする行為はしないよう、広報誌等で御案内を啓発をいたしております。全国で無料回収業者によるトラブルが続出していることもございまして、環境省のほうでもチラシやポスターを通じて、国民に注意喚起を呼びかけているところでございます。

以上です。

#### ○片渕 彰議員

産業廃棄物の処理業者の許可は県にいただくわけですけど、そのほか市町村が先ほど言われた許可業者ですね、鹿島には許可業者の方がいるというようなことも伺っているんですが、白石町にはその許可業者というのはゼロということなんですかね、ちょっとお尋ねいたしますが、処理業者。

## ○杉原 忍副町長

今はゼロでございます。

## ○片渕 彰議員

自分のものを、もう要らなくなったからよその山に捨てるとか、いろんなこういう行為が許されるものではないと思いますので、本当もうちょっと厳しくやられたらどうかなと思っております。

それで、3番目行きますが、監視パトロールはどのくらいの頻度で行われているのか、またそういうごみ投棄の注意看板というんですか、そういうのはどういうところに何カ所ぐらいに数量的に今設置されてるのか、お尋ねしたいと思います。

## ○杉原 忍副町長

先ほど不法投棄の罰則規定のところでお話いたしましたけど、環境保全推進員、監視員さんが先ほど27名というふうに言いましたけども、毎月2回から3回、受け持ちの地区を巡回パトロールをしていただいております。

そしてまた、平成18年10月からは、郵便局のほうと不法投棄対策に関する協定書を締結しまして、有明郵便局や白石郵便局から、不法投棄や不審車両の目撃情報を提供していただくようにいたしております。

それから、常習的に不法投棄をなされている場所につきましては、白石警察署のほうにもお願いをいたしまして、パトロール重点地区として巡回をしていただいております。

それと、ごみ捨て禁止の看板についてでございます。地元住民の代表者の方から要望があった場所や、公共性が認められる場所につきましては、町のほうで設置しております。ただ、個人さんの庭先や特定の私有地への要望につきましては、自費での設置をお願いをいたしております。最近、農地・水・保全環境事業の一環として、地元でごみ捨て禁止看板を設置しておられる地区も多くなってきております。

それと済みません、先ほどちょっとお尋ねがあって回答を留保しておりました、庭先や空き地でのごみの焼却、少しの分の焼却、野焼きの件でございますけども、その中でちょっと例外が何個かございました。いろいろあるんですけど、町民の皆さんに一番御関係があるのは、たき火その他日常生活を営む上で通常行われている廃棄物の焼却であって、軽微なものにつきましては、対象となっております。

以上です。

## ○片渕 彰議員

最後、野焼きとたき火とちょっと違うのかなとは思っておりますが、これが拡大解釈にならないようお願いをしたいと思います。本当、我が日本は本当こういうのを精いっぱい守ってやってるんじゃないかと思うんですが、大国中国にしてもアメリカにしても、中国なんか行ったら、本当青空が見えないようなところがたくさんありますよ。

その辺はちょっとこの問題でございませぬが、一つずつ日本の国民として、不法

投棄について、自分の要らないものをよそのところに捨てるというそういうのではないように、一人一人の良心にお願いをしたいと思っております。

それで、3番目のほうに進めさせていただきます。

監視カメラ設置についてということでございます。防犯と事件の早期解決のため、また不法投棄の監視のため、町内の何カ所か監視カメラの設置をし、事件等の未然防止、安全・安心のまちづくりのためぜひ考えてもらいたいということでお尋ねをしております。

先ほど、本当2月の先月ですけど、いろんところで、札幌の小学女児、この子監禁されて、運よく無事に戻ってきております。それで、相模原の小学校5年生、これは連れ去りを目的ということで、またこれもわかっております。それで、東京都台東区の小学校4年生女児を連れ去る、これは果物ナイフを突きつけてとかいろいろありますが、いろんな事件の中で、解決するのに一番防犯カメラが役立っていると認識しております。

警察自体も、近年防犯カメラの映像から容疑者特定につながるケースが多いと、捜査には不可欠なツールになつるとというようなことも言っておられます。

今回いろんところで子供たちが見つかったのも、ほとんど監視カメラのおかげだというふうに思っております。通報とかあったのも、監視カメラをずっと見て、どういふふうになつてくるかということで、ある程度犯人の特定をしていったというふうなことで、いち早く子供を救出できたというふうに思っております。

特に、小学校の帰りとかその辺、小学校のせめて学校の行き帰りのそういうところに、まずは監視カメラでも置いていただいたらなというふうなことを思っておりますが、それについて町長にお尋ねしたいと思っております。

## ○田島健一町長

監視カメラの設置についての御質問でございます。

防犯カメラにつきましては、先ほど議員おっしゃるように、犯罪の抑止効果であるとか犯罪発生時の速やかな対応等に効果があることから、近年全国的に、公的な機関だけじゃなくても、民間機関でも設置が進んでいるようでございます。

本町におきましては、公的なものとしたしましては白石駅、竜王駅、ふれあい郷、総合運動場、白石浄化センターに防犯カメラを設置しております。また、商工会さんですかね、この秀津の町の中にも今回4基つけられたというふうに聞いておるところでございます。特に白石駅、竜王駅に設置しておりますものについては、年間数回、警察のほうからの閲覧の申請があつておるところでございます。

防犯と事件の早期解決には、やっぱりこれが必要なというふうに思います。この監視カメラも、一番最初設置を全国的に始めるころは、個人情報等々でいろいろ支障があるんじゃないかという議論もされたわけでございますけども、最近においてはそういったことで、有効活用といいますか、犯罪等々に寄与しているというところがあつて、そういうことではございませんので、やっぱりいろんな機関でつけていかんばいかんやろうというふうに思います。

ましてや、私たちが常に知らんふりして通っておりますけども、やっぱり道路にも結

構監視カメラがついておるようでございまして、やっぱり事件のときに、ああ、こっちからこう逃走したばいねというところがわかるように、もうとにかく高速道路もそうですけども、一般の道路においてもあちこちでついているのが見受けられます。

そういうことで、必要性は認められるわけでございますけども、まだまだそれを公、私たち町の段階でもっともっと広くつけるのは、ちょっとまだまだどうかなという気がいたします。

先ほど議員おっしゃいますように、通学路については、夜間、例えば高校生あたりは、やっぱりクラブ活動等々で遅く帰ってらっしゃるところは、先日から街路灯の話、防犯灯の話もありますけども、これとこの防犯カメラは対のものかなというふうに思います。これについては、先日防犯灯とか街路灯の話とあわせて、これも議論していく必要があるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

### ○片渕 彰議員

この防犯カメラの1台当たりの設置単価というんですかね、いろいろ大まかな数字でもわかりましたら、お願いしたいと思います。

### ○百武和義総務課長

防犯カメラの設置費用についてお尋ねでございます。

今年度、白石駅のところに防犯カメラを新しく更新をいたしました。その費用を申し上げますと、カメラ2台と、それを記録するレコーダー1台で、配線工事を含めて26万2,500円でございます。

ただ、これについては少し安いほうかなということ考えております。総合運動場に設置したものは、1台当たり40万円程度ということで聞いております。

以上です。

### ○片渕 彰議員

さっきの金額ですが、固定式と首を振るやつがありますね。それでその40万円とか26万円の違いがあるんですか。その辺をお尋ねします。

### ○岩永康博建設課長

総合運動場につけた分については、固定式になっております。可動式との金額差は、ちょっと今のところわかりません。

### ○片渕 彰議員

設置する場所によっても、高さとかいろんな問題、配線工事とかいろいろな違いが出ているんじゃないかと思っております。

先週、私、同じ議員の吉岡議員の携帯の中に、県のアンアンとの契約をしてたら飛び込んできたのが、この白石町の駐車場、どこかそれ名前出てなかったんですが、女兒、スカートをめくられたとかというのがありますし、本当これは他県のことじゃないということ認識をしっかりといただいて、白石はこういうのがあちこちがつい

てるけん、こういうところで犯罪はできんというような抑止のためにも、ぜひともそういうのをやってほしいなということを思っております。

最後に町長、もう一度ですが、その辺を踏まえてお答えをいただければと思います。

#### ○田島健一町長

先ほどもお答えを申しましたけども、既に設置している箇所の中にふれあい郷というのがあるわけでございます。昼間もさることながら、夜間においても来客者が見込まれるようなところについては設置してるわけございまして、あと町内でもそういった駐車場とか、夜間でも人が来られるようなところ、広いところは、そういったところについては、やっぱり検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、一般の道路といいますか通学路、先ほど言いましたけども、それについては照明灯とか防犯灯とあわせて、これについてもまた検討はしていきたいなというふうに思っているところでございます。

#### ○片渕 彰議員

災害だけじゃなくて、町民の安全・安心のために、いろいろ防犯カメラの設置、先日議会一般質問もありましたように、夜間の照明灯も考えて、やっぱりまちづくりには欠かせない、防犯というのを今後はしていけないといけないと思っております。

何せ最初、質問の再編計画あたりも結構時間をとるかなと思っておりましたけど、スムーズにいきまして、私の質問をこれで終了させていただきます。

以上です。

#### ○杉原 忍副町長

済みません、先ほど野焼きの件で、私1つだけ言っておりましたけど、残りあと4つほどございますので、一応参考までに申し上げときます。

例外として野焼きをしてもいいということで、国または地方公共団体が道路や河川などの施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、2つ目に、風水害、火災等の予防、応急対策または復旧のために必要は廃棄物の焼却、3つ目に、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要廃棄物の焼却、4つ目に、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というのが含まれております。

以上です。済みません。

#### ○白武 悟議長

これで片渕彰議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時19分 休憩

10時35分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。大串武次議員。

### ○大串武次議員

おはようございます。

ことしは雪の量が非常に多くて、積雪による農作物の被害と農業用ハウスが倒壊し、相当の被害が出ています。幸い佐賀県では雪も降りませんでした。この方々にお見舞いと早期復旧を願い、通告書に従い、私の一般質問に入らせていただきます。

最初に、少子化対策についてお伺いいたします。

1つ、地域少子化対策交付金、仮称ではございますが、この事業は自治体独自の少子化支援策として、1つ、結婚に向けた情報提供、2つ、出産・妊娠に関する情報提供、3つ、結婚、妊娠・出産、子育てのしやすい環境整備などが対象で、具体的には妊娠・出産の出前講座や、子育て経験がある高齢者による若い世代の手助け、結婚セミナーの情報提供などが対象となり、市区町村では800万円を上限として交付すると、昨年12月23日の農業新聞に載っていたわけですが、この事業に向けた事業の計画書は町として提出されたのか、担当課長にお伺いいたします。

### ○相浦勝美企画課長

地域少子化対策強化交付金についての御質問だと思います。議員おっしゃいますように、国は地域の実情に応じた少子化対策を進めるために、地域少子化対策強化交付金を新設することを決めております。2013年度の補正予算案においては、都道府県4,000万円、市区町村に800万円を上限として交付することとしております。

この強化交付金の目的についてですが、今議員にもありましたが、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚、そして妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する、地域独自の先駆的な取り組みを行う地方公共団体を支援するものとされております。

対象となる事業、議員今ありましたが、まず1つに、切れ目のない支援を行うための仕組みの構築づくりでございます。そして、結婚に向けた情報の提供等、さらには妊娠・出産に関する情報提供、そしてもう一つ、4つ目には結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい地域づくりに向けた環境の整備に対して、交付金が行われるようになっております。

御質問の事業計画書は提出されたのかということでございますが、白石町としましても、平成26年度新年度から新規事業といたしまして、婚活サポート事業の実施を予定しております。県が定める計画に沿って、独自の計画書を作成いたしまして、2月18日付で提出をしたところでございます。

以上です。

### ○大串武次議員

それでは、具体的に現在町として取り組まれている内容を担当課長にお伺いいたします。

### ○相浦勝美企画課長

具体的にということですが、実施内容については、事業名は婚活サポート事業といたしております。

まず1つ目に、婚活サポーターを設置したい、そして結婚に関するあらゆる相談、支援を行っていききたい、巡回相談所なども開設をしたいと思っています。

2つ目には、独身者に対する結婚へ向けてのセミナーを開催してみたい。コミュニケーションの理論あるいは好感度アップ、自己啓発講座などを計画をいたしております。

そして3つ目には、婚活イベントの開催でございます。大きなイベントはできないにしても、特産物レンコン、農業、その収穫を体験しながら料理方法、それにはまたつくって、その後の試食会なども計画をいたしているところです。

そして4つ目には、佐賀県の418プロジェクトであります。しあわせいっぱいプロジェクトでございますが、このプロジェクトとの連携を図りながら、婚活関係情報も広く情報を提供してまいりたいと計画しているところでございます。

以上です。

### ○大串武次議員

年度計画というふうなことでございますが、将来的に今後は町として、こういうふうなこともやっぱりやっていかなければいけないのではなかろうとか、想定されると思いますか、やっぱり町としてやっぱり今現在の、今担当課長が申し込まれたわけでございますけど、やっぱりそれ以外にもっと他市町の動向あたりを見ながら進めて、やっぱりちょっとはまねというのは語弊でございますけど、そういうようなところも勉強していかなければいけないと思っているようなことはないのか、お尋ねしたいと思います。

### ○相浦勝美企画課長

このほかに今後検討することはということでございます。

今現在は、白石町でも少子化対策といたしましては、不妊治療や妊婦健診、乳児家庭への訪問事業、ゼロ歳児から中学生までの間についての保育料の軽減、あるいは学童保育、医療費助成など、さまざまな子育て支援策を実施しているところでございます。

まず、切れ目のない支援を行うための仕組みづくり、一番大事ではないかと思っております。そしてさらには、その体制の構築、非常に大事になってくるでしょう。そしてさらに、白石町の実情に応じた白石町独自の、今議員おっしゃいますように先駆的な取り組みは何かないのか、いろいろ検討をしてみたいと思っています。

こういうちょっと先駆的な取り組みとしては、なかなかすぐ出てきませんが、全庁的に検討していかねばならないと思っています。そして、少しでも少子化傾向に歯どめをかけたいと考えているところでございます。

以上です。

## ○大串武次議員

ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、町長にお尋ねしたいと思いますが、非常に少子化がこれだけ、白石町だけでなく、他市町村でもこういう現象は非常に進んでいるわけでございますけど、町長として、これを歯どめをやっぱり少しでもかけていかななくてはいけないというふうに思われてると思いますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。どういうふうな方策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

## ○田島健一町長

少子化対策についての御質問でございます。歯どめの対策はということでございますけれども、先ほど課長が答弁したとおりでございます。少子化対策につきましては、先ほど来お話があつてますように、結婚から始まって妊娠・出産とか子育てへの一貫した切れ目のない支援を、地域の実情、すなわち白石町に合った取り組みを行っていくことが必要じゃないかというふうに思います。

これにつきましては、短時間に効果は出にくいものがあります。少子化傾向に歯どめがかかるようには、やはり地道に辛抱強く取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

私、ちょっと個人的なことでございますけれども、先ほど課長が言いましたように418プロジェクトというのが県で行われておりますけども、土曜日にこの婚活の講座が佐賀のほうであつておりましたので、ちょっと私時間があつたもんですから、聞きに行ったわけでございます。

そのときは婚活という言葉が一番最初に言われた先生、今現在中央大学の山田先生という方の講演でございましたけれども、先ほどから少子化対策の中で結婚というのがどこにも入ってるんですけども、一番最初に入ってるんです。

しかしながら、先生いわく、結婚の前にやらないかんことがあるということ言われたんですね。それは何かというと、今の社会、やはり我々の世代といいますか、1970年代と違う、大きな違うことをしっかりと認識をせないかんと。それは何かというと、今は社会情勢、非正規の社員の人たちが多いといいますか、我々の時代はもう皆さんが正規社員であつたわけですけども、やはり非正規になつたということで、やっぱり経済力が男性のほうに伴っていないというのが大きな原因じゃなかろうかと。

そういうことからして、今の流れとして男女共同という話がございまして。だから、結婚に当たっても、男女で一緒に家庭をつくっていく、家族をつくっていくという力を植えつけないかんと。そのためには、やはり男女共同参画というのが、結婚の前にやっぱりあらんばいかんというような話を一生懸命されまして、私は基本的なところについては、やはりこれかなというふうにも思いました。

これについては、男女共同参画、町としてもいろんな取り組みを行おうとしているわけでございますけれども、私は今までいろんな審議会であるとか委員会であるところに、女性の方の目線、活動をお願いしたいということにしておつたんですけども、こういった少子化対策にもこれが必要だということを、新たに認識をしたわけでございます。これについては町独自でどうのこうのというのはできかねると思ひますけ

ども、先ほど課長が申しあげましたように、今からイベントを開催していくという話がありました。

こういった中で、白石町オリジナルといますか、料理を一緒につくって一緒に食べよう、そして後片づけも一緒にしよう、そしてから終わってからお茶も一緒に飲もうと。そういった、ただ焼肉パーティーでどうぞどうぞということだけじゃなくて、男女で共同してつくったり、食べたり、後片づけしたり、そして談笑するという、そういった場をしていくことが、私は白石町独自でやってみたいなということでございます。

いずれにしても、ことし予算化もお願いしてるところでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

### ○大串武次議員

ありがとうございます。このような事業を活用し、少子化対策に取るべき対策を今後ともよろしく願いいたしまして、次の項に入らせていただきたいと思えます。

今年度から新たな水田農業政策、経営所得安定対策についてお伺いいたします。

今年度、白石町の生産目標数量は1万7,386トンで、前年度より816トン減少し、面積換算値で3,269ヘクタールとなっておりますが、今年度の転作面積は何ヘクタールで、転作率は何%になるのか、担当課長、お伺いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

新たな水田農業政策についてということで、今年度の米の生産調整面積はということで、特に今年度の転作面積は何ヘクタールになるのか、また転作率は何%になるのかという質問でございます。

平成26年産米の生産目標につきましては、議員言われましたとおり、12月13日に県より町へ1万7,386トン、面積換算値で3,269ヘクタールの配分がっております。これを受けまして、去る1月17日に白石町の再生協議会臨時総会を開催いたしております。その中で、この配分された生産数量目標に基づく水田での転作目標面積は約1,911ヘクタール、転作率に直しますと37.5%ということでお願いをいたしたところでございます。

以上です。

### ○大串武次議員

これは今申しあげていただいた転作面積と転作率は、前年に比べて転作面積は幾らふえて、何%増加したのか、お尋ねいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

転作面積で、前年に比べ転作面積が幾らにふえ、何%ふえたのかというようなお尋ねでございます。

平成25年度の転作の実績につきましては、転作面積が1,808ヘクタールです。転作率が35.48%となっております。そのようなことから、転作面積で約103ヘクタール、

転作率で2.02%増加するというようなことになります。

#### ○大串武次議員

それでは、佐賀県の、今白石町では103ヘクタールで2.02%ふえたということで回答いただきましたけど、佐賀県全体での転作率は何%になってるか、また各市町村の転作率は同率なのか、担当課長にわかっていればお尋ねいたします。

#### ○赤坂隆義産業課長

佐賀県の転作率は何%になっているのか、また各市町の転作率は同率なのかという御質問でございます。

佐賀県の転作の算出の試算で、平成26年度の佐賀県の転作率は38.4%というふうになっております。対前年比で2.7%の増というふうになっております。

他市町村との転作率については、これについては各市町間で差はあると聞いていますけど、詳細についてはわかってないのが実情でございます。

#### ○大串武次議員

県全体では今38.4%で、2.7%の増ということで、各市町村はわからないということでございますが、多分各市町村転作率が違うと思っています。それで、それをどうこうということではございませんけど、私が一応お尋ねしたかったのは、なぜ転作率が違うのか、その転作面積の算定基準はどうなってなされているのか、また算定基礎はどういうふうにしてなされているのかということをお尋ねしたかったわけでございます。

そこで、今課長のほうからわからないということでございますので、次年度とかに向けて、一応そこら辺調べることができれば、調査をお願い申し上げておきたいと思えます。

それでは、今年度から農業政策が見直された内容についてお伺いしたいと思えます。今までの主食用米への支援策の現状と、変更なされた事業内容と交付対象者がどうなっているのか、担当課長にお伺いいたします。

#### ○赤坂隆義産業課長

主食用米の支援策はということで、支援策の現状と変更された事業の内容、交付対象者はどうなっているのかという質問でございます。

平成25年産米の直接支払交付金の対象者は、米の生産調整を達成した販売農家、集落営農となっており、作付面積から10アールを控除いたしました面積を交付対象面積として、交付単価1万5,000円で交付がっております。

今回、経営所得安定対策の見直しが行われまして、平成26年産米につきましては、交付対象者、交付対象面積は変わりませんが、御承知のように交付単価は半額の7,500円となっております。この米の直接支払交付金は、平成29年産までの臨時措置でありまして、30年産からは廃止となっております。

また、25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額が米価変

動補填交付金として交付されます。この米価変動補填交付金につきましても、平成26年産からは廃止が決まっているというような状況でございます。

### ○大串武次議員

それでは、今まで水田活用の直接支払交付金として、麦、大豆、飼料作物の交付単価は10アール当たり3万5,000円、米粉用米、飼料用米、WCS用稲8万円、ソバ、菜種、加工用米2万円が交付されていたわけでございますけど、26年度から食料自給率・自給力の向上、水田フル活用に向けた施策はどう変わったのか、具体的に説明内容を担当課長、お願いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

食料自給率・自給力の向上、水田フル活用に向けた施策はというような御質問でございます。

今回の農政の見直しにおきまして、水田活用直接支払いにつきましては、対象品目ごとに申しますと、麦、大豆、飼料等につきましては、現行と変わらず10アール当たり3万5,000円となっております。また、WCS用稲、加工用稲についても、現行と変わらず10アール当たりそれぞれWCS用稲が8万円、加工用米が2万円というふうになっております。

ただ、今回新たに米粉用米や飼料用米につきましては、標準反収を基準といたしまして、生産数量に応じまして5万5,000円から10万5,000円が交付される数量払いというふうになっております。

さらに、この辺では余り作付がなされていませんけど、ソバ、菜種につきましては、地域的に格差が非常に大きいというようなことから、全国一律の戦略作物として助成することを改められて、26年からは産地交付金で対応するというふうに改正がっております。

以上です。

### ○大串武次議員

2月25日の白石町農業振興大会がふれあい郷であったわけでございますけど、そのときに産地交付金が3割程度ふえてくるという話がありました。この交付金の3割程度という内容がわかっているならば、どういうものか、担当課長にお伺いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

2月25日の農業振興大会時に、産地交付金が3割程度増加するというようなことで、この交付金の内容ということですが、産地交付金につきましては、国から県に対しまして配分がなされ、平成26年から2億8,971万4,000円が増加しております。前年対比で34%の増の11億4,571万4,000円が内報がなされております。

白石町への配分はまだあっておりませんが、25年度の白石町への配分が1億3,193万円ですので、単純に国から県への配分と同比率で配分したとすると、約1億7,000万円の配分が見込まれているところでございます。

ちなみに25年度の実績を申しますと、25年は先ほど申しましたとおり1億3,193万円を交付を受けております。内容につきましては、園芸作物等の転作の助成ということで、いわゆる戦略作物以外の転作の奨励金ですね、それに充てております。金額が約4,500万円です。それと、大豆、飼料作物の団地化の助成ですね、これには約6,944万円ということで、約7,000万円の事業を行っております。それと、地域振興作物です。これにつきましては、施設園芸と、町ではレンコンということで決めておりますけど、これに約680万円。また、新技術の導入ということで、大豆の不耕起播種ということで、これに230万円程度を充てております。

いずれにいたしましても、産地交付金につきましては、地域が作成する水田フル活用ビジョンに基づきまして、水田における麦、大豆の生産性の向上の取り組み、また地域振興作物の生産の取り組みを支援するものとして、配分額の範囲内でその活用方法を設定する仕組みになっております。

そういうことから、白石町の作付体系に合った取り組み、交付単価を関係機関と十分協議して設定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○大串武次議員

今、組織的などころとか団地化とか、品目ごとにちょっと説明していただいたわけでございますけど、これ協議会に諮ってもらわなければ決定はないと思いますが、この3割の中で、これは今までになかった交付金が増額されているというふうに私解釈しているわけございまして、この分を個人に直接回答はできないと思いますが、7,500円に直接支払交付金も減ってるわけございまして、幾らかでもこれに補うような対策は担当課長としてお考えがあるのか、協議会に諮っていきたいという意向はあるのか、お尋ねしてみたいと思います。

#### ○赤坂隆義産業課長

今回、産地交付金につきましては、先ほど申しましたとおり約3割程度ふえて、1億7,000万円というふうになるだろうということでございまして、これらの用途については、昨年までの実績を踏まえまして、協議会のほうで十分協議したいというふうに考えております。

以上です。

#### ○大串武次議員

ぜひ、直接支払交付金あたりは減ってるわけございまして、そこら辺の御検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、27年度から見直されていることになっております収入減少影響対策はどう変わるのか、ちょっと1年早いわけございまして、わかっているならば、担当課長、お願いいたします。

#### ○赤坂隆義産業課長

収入減少影響対策はどう変わるのかというようなお尋ねでございます。

現行の収入減少影響緩和対策につきましては、4ヘクタール以上の認定農業者または20ヘクタール以上の集落営農組織を対象となされております。品目につきましては米、麦、大豆で、支援の内容は、当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填する仕組みとなっております。負担の割合につきましては、農業者が1で国が3というような割合で拠出が求められております。

平成27年度からは、対象者に新たに認定就農者が追加されまして、いずれも規模要件を課さないというふうな方向で決まっております。

以上です。

### ○大串武次議員

今課長から説明を受けましたように、交付対象者は27年度から法改正がなされ、認定農業者、集落営農、認定就農者とし、規模要件は課さないというふうになっていますが、交付対象とならない認定農業者、集落営農、新規就農者になられていない、また加入されていない農業者は、当白石町では何名いらっしゃるのか、わかっていれば、担当課長、お願いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

今交付対象加入者数のことだと思えますけど、この未加入者は、25年度で約200名程度おられます。

以上です。

### ○大串武次議員

この事業は、認定農業者、集落営農、認定就農者へと全農家の加入推進が必要と思いますが、27年度から始まるわけでございますので、26年度中にどう対応を検討されるのか、またなされるのか。200名このまま放っておいてはよくないというふうに解釈をするわけでございますので、その辺担当課長としてどういうお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。

### ○赤坂隆義産業課長

この先ほど申しました未加入者について、26年中にどういう対応をされるのかというふうなお尋ねかと思えます。

これにつきましては、直接農家の所得に響いてくるものと思えます。さらには、平成27年からは認定就農者が追加されまして、規模要件を課さないということでもありますので、今後は制度の説明等を行い、対象者あたりに加入を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○大串武次議員

ぜひ、そういうふうな対応をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

それでは次に、畑作物への支援はどう変わったのか、担当課長に内容説明をお願いします。

### ○赤坂隆義産業課長

畑作物への支援策はということで、どういうふうに変ったのかというふうなことでございます。

現行の畑作物の直接支払交付金につきましては、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物、麦、大豆について、生産コストと販売価格の差に相当する額を助成をする仕組みでございます。対象者は、全ての販売農家、集落農家が対象となり、平成26年産までは現行のままですが、平成27年からは認定農業者、集落営農、認定就農者が対象者となり、いずれもこれにつきましても規模要件は課さないというふうになっております。

また、交付単価も、町内の主要な畑作物であります麦、大豆等について、それぞれ見直しがなされております。まず、小麦ですけど、現行平均交付単価、現行が6,360円が40円減の6,320円というふうに改められております。二条大麦ですけど、二条大麦につきましても、現行が5,330円、これは50キログラム当たりですけど、これが200円減の5,130円というふうに改められております。また、基幹作物であります大豆につきましては、現行1万1,310円、これ60キログラム当たりですけど、これが350円のこれは増になっております。1万1,660円というふうになっております。

以上でございます。

### ○大串武次議員

現状維持の交付金も幾つかはあるわけでございますけど、交付金の減少、廃止や、5年後には米の直接支払交付金がなくなるなど、今後農村の農業所得はますます減少するばかりだと考えられます。これを補うには、私なりに一つ、二つ、ちょっと申し上げさせていただきますれば、コストの削減や、現在の作付作物の技術向上による反収アップに努めるか、野菜等の作付拡大を考える必要があると思っておりますけれども、今後の農業振興方策として、町としてどう進めていくべきだと考えておられるのか、担当課長と町長にお伺いいたします。

### ○赤坂隆義産業課長

今回、農業振興方策を町としてどういうふうに進めていくべきかということでの質問でございます。

今回、米の生産調整対策を含む経営所得安定対策の見直しによりまして、米の直接支払交付金が削減されますが、飼料用米等の交付金の充実や、麦、大豆を含む産地づくりに向けた助成の充実が図られております。また、地域内の生産者が共同で取り組む地域活動に支援を行います、今回新たに出ました多面的機能支払いの創設がなされることから、こうした国による支援の活用方法などについて、農業団体などで組織いたします再生協議会などとしてしっかり議論しながら、本町農業の持続的な発展を図っていくために、米、麦、大豆はもとより、園芸作物の振興などにより、農家所得の向上

につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○田島健一町長

農業振興方策についての考えという御質問でございます。

先ほど課長が申しあげましたけれども、本町の基幹作物であります米、麦、大豆はもとより、園芸作物等の振興により、農家所得の確保につながるよう取り組みたいと考えておるところでございます。

本町には米、タマネギ、レンコン、イチゴなど白石ブランドがございます。このほかにもたくさんの園芸作物が作づけられておりますので、これらに続く新しい特産物のブランド化や、新たな農産物の作付につきましても、農協や農業改良普及センターと協力しながら取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

例えば地球は温暖化の方向に進んでおります。今九州でできている作物ではなく、もしかしたら東南アジアでの作物が白石でも栽培できるかもしれませんので、そのようなことを先取りできないか。また、6次産業化の取り組みにより、新たな産物の拡大につなげることができないかなど、いろんなどころと連携し研究しながら、情報を収集し、勉強していきたいと考えているところでございます。

### ○大串武次議員

ぜひ、白石は農業の町と言っても過言ではないと思います。ぜひ振興策を十分胸にとめていただきまして、生産意欲がますます湧くような町政策という形で持っていつてもらえればということで、誘導していただくようお願いいたします。

それでは最後に、ちょっと今回の質問で四、五名、通告されているわけでございますけど、最後に新たな水田農業政策、日本型直接支払制度についてお伺いいたします。

今までの農地・水・保全管理支払いと、今年度から創設されました多面的機能に着目した日本型直接支払制度の違いの説明と、その対象農地はどうなっているのか、担当課長にお伺いいたします。

### ○嶋江政喜農村整備課長

今までの農地・水と、新たに創設されます日本型直接支払いの制度、それとその対象農地はどうなっているのかという御質問だと思います。

まず、農業・農村の多面的機能は、まとまりを持った農地が農地として維持されることにより、十分に発揮されると言われておりますが、これらのまとまりのある農地を適切に維持していくためには、個々の農業者だけではなく、地域ぐるみでの保全活動が行われなければならないと、それが最も重要だと考えています。

今回の制度改革におきましては、農地維持支払いと資源向上支払い、この2本立てで制度化されるわけでございます。まず、農地維持支払いは、今回新たに創設された事業でございます。農業者などで構成される活動組織——と言いましたけど、農業者だけの組織でも構いません——が行う地域資源、農地とか水路、農道等を維持保全する共同活動を支援し、多面的な機能の維持を図るものとされています。

具体的な活動項目といたしましては、農用地につきましては、遊休農用地発生防止のための保全管理、それとか畦畔、農用地法面の草刈り等、それと水路、農道、ため池などについては、通常行われる路肩とか法面の草刈りなど、農業生産を営むために必要不可欠な共同活動に対して支援をされるということになっております。

次に、資源向上支払いの共同活動の分でございますけど、現行の農地・水・保全管理支払交付金の共同活動からの組みかえということで認識をしていただきたいと思っております。地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る共同活動を支援し、多面的機能の増進を図るものということでございます。

具体的な活動項目といたしましては、農用地が畦畔、農用地法面等の初期の補修とか、それから施設等の維持管理ということ。それと、水路、農道、ため池におきましては、その本体の管理とあわせて、附帯施設の適正管理を行うということなどが活動の項目として上げられます。

次に、同じく資源向上支払いの長寿命化ですけど、現行の農地・水の向上活動からの組みかえと、基本的には同じだということで認識をしていただきたいと思っております。老朽化が進む農地周りの水路及び農道などの施設の長寿命化のための補修、または更新などの活動を支援するものということになっております。

具体的には、水路については水路破損部分の補修とかゲートポンプの補修、それと素掘り水路からコンクリート水路へ更新するとか、それとかゲートポンプの更新。農道におきましては、これも同じく農道法面の補修、舗装の補修とか、それと農道側溝の補修とか。それと、新たにじゃないですけど、未舗装農道ですね、今現在も行われてはいますが、舗装をやるとか、それから素掘り側溝のところをコンクリート側溝を敷設するとか、そういう内容でございます。

それと、その対象農地ということでございます。対象農地につきましては、農振農用地区域内の農地と定義されています。ただし、農地維持支払いについては、要綱要領で定める基本的な考え方に基きまして、県が定める基本方針によりまして、町が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地、農振農用地以外の農用地も対象になるよう、今現在検討されているところでございます。

以上です。

## ○大串武次議員

いろいろ御説明していただきましてありがとうございました。

それでは、パンフレットをちょっといただいたわけでございますけど、事業費としては、今までの共同活動が資源向上支払いとなり、10アール当たり田で3,300円来ていたものが、今年度から2,400円と900円の減額がなされ、農地維持支払いが10アール当たり3,000円となり、合計で5,400円となる、そういうふうな計算でいいわけですかね、担当課長、お伺いいたします。

## ○嶋江政喜農村整備課長

ただいま議員がおっしゃったとおり、農地維持支払いについては田が3,000円、10アール当たり、畑は2,000円です。それと、資源向上支払いについては、田が

2,400円、畑は1,400円、それが交付されることとなりますので、合わせて田が10アール当たり5,400円、畑は3,440円ということになっております。

### ○大串武次議員

それでは、昨年資源向上支払いの長寿命化事業が23年から始まって、ことしで3年ですかね。向上活動として事業をなされてきたわけでございますけど、これが長寿命化事業に名称が変わったというだけで捉えていいというふうなことでございました。

それでは、農地維持支払いと、これもパンフレットで見た範囲内でございますけど、支払いと資源向上支払い、共同活動でございますけど、及び資源向上支払いの長寿命化の事業、3つとも取り組んでいる地域は相当、金曜日に一般質問でいただいた資料の中にも相当の組織があったと見ております。この3つとも取り組んだ場合、資源向上支払いの共同活動が75%となり、25%カットされた金額になっております。

それで、金額を合計していきますと、3,000円、1,800円、4,400円ですか、この合計で、3つとも取り組んだ場合、その組織に9,200円が来るという解釈でいいのか、担当課長にお伺いいたします。

### ○嶋江政喜農村整備課長

現行の農地・水・保全管理支払いの共同活動を5年以上継続されている組織、また向上活動に取り組んでいる組織については、議員がおっしゃるように資源向上支払いの単価が75%ということになります。それで、田の場合、農地維持支払いで3,000円、資源向上支払い共同活動で1,800円、資源向上支払いで4,400円の合計9,200円ということになります。

また、畑の場合は、農地維持支払いで2,000円、資源向上支払いで75%の1,080円、資源向上では2,000円の合計5,080円ということになります。

なお、資源向上支払いを取り組む組織は、あくまで農地維持支払いとあわせて取り組みを行う必要があります。現在活動を行っている組織は66組織ございますけど、共同活動を5年以上継続組織が59組織、それと共同活動5年未満の向上活動取り組み組織が3組織でありまして、この62組織については、資源向上支払いの単価が75%になると。それと、共同活動が5年未満の4組織ございますけど、これについては100%の支援単価ということになるということでございます。

以上です。

### ○大串武次議員

それと、2月25日の農業振興大会時に、農地維持支払いについては、組織ではなく各農家、先ほど担当課長の説明もございましたけど、可能であるというふうなことでございました。それであれば、当初、これは何回でも申し上げておりますけど、米の直接支払いが1万5,000円から7,500円に引き下げられてもいるわけでございますので、ぜひこういう農家の直接支払いというふうなことは、担当課長として検討をなされているのか、しようと思っておられるのか、その辺についてお伺いをしてみたいと思います。

**○嶋江政喜農村整備課長**

多面的機能支払いは、あくまで活動組織に対して支払うものということで考えております。交付金の用途は、極力地域の自主性に委ねる方向で考えられておりますが、共同活動に必要な資材の購入などの用途に充てるということによりまして、最終的には農家負担の軽減や、例えば個人がその活動に参加した場合の、出役した場合の日当ということで支払うことができますので、農家の実質的な手取りの向上につながるのではないかなということ考えております。

以上です。

**○大串武次議員**

それでは、この事業の事業費の負担割合はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**○嶋江政喜農村整備課長**

この事業の負担割合はどうなっているかという御質問でございますけど、多面的機能支払いについては、国、地方、農業者などに利益が及ぶものと考えられておりまして、現行の農地・水・保全管理支払いと同様に、国が50%、県が25%、町が25%の負担割合ということで定められております。

なお、町費につきましては、普通交付税で60%が充当されまして、残りの40%のうち、その60%が特別交付税で充当されるということになっております。

以上です。

**○大串武次議員**

それでは、課長の今までの答弁をちょっと総合してまいりますと、今までの農地・水事業に上乗せでこの事業を実施することになれば、交付対象者、活動組織の変更を見直すことも可能ということになってはいますが、現在町としての考えは、現在の農地・水の組織、集落営農など数多くあるわけでございますけど、この事業はあくまでも現在の農地・水の組織に上乗せをした形で進めていきたいという考えの確認でよろしいわけですかね、担当課長、再度お願いいたします。

**○嶋江政喜農村整備課長**

基本的には、現行の農地・水・保全管理支払いの活動組織を、そのまま日本型直接支払制度へ移行させたいという考えでございますけれども、今後組織の統合による広域化とか、現在取り組みをされていない地域への推進も、あわせて積極的にやっていきたいということで思っております。

以上です。

**○大串武次議員**

ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

それでは、総合いたしまして、この事業は今までよりも事業をふやした事業計画が、要するに農地維持支払交付金がふえますので、非常に事業計画が必要と、またふえてくると思います。現在でも農地・水の役員には非常になり手がなく、組織が崩れたという、町内でも2カ所あるというふうなことも、一昨日お聞きをいたしました。

非常に事務量が、幾らかは減ったといえども、私も集落で今役員をさせていただいておりますけど、やはり大変事務量が多いわけですから、非常に多いです。その上にまた事業が1つふえたということで、その上にまた事業計画が上積みした計画を立てていかなければいけないと思います。

ですから、前からも出ておりますように、ぜひこういうふうな対策として、私がもう3年ぐらい前、熊本県にこの事業の視察に行きました。その地区も土地改良区が事務局になって進めていただいております。そして、今度佐賀でありましたフォーラムでも、北鹿島が地区では事務の効率化のため、鹿島市土地改良区へ事務委託がなされております。ここもあそこの塩田川から鹿島、ちょっと何線か私も忘れましたが、そういう地区を一つとして事務がなされ、ずっと計画的に多分事業がなされていると思います。

白石町でもそういうふうなこともぜひ考えていただきたいと思っておりますし、この事業は農地の維持管理、保全、環境整備等のため、非常によい事業であると私も認識いたしておりますし、地域の方もそういうふうに思っております。ということで、全地域が事務委託を含め、この事業に取り組みを進めていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思っております。

#### ○白武 悟議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。

11時33分 休憩

13時15分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。大串弘昭議員。

#### ○大串弘昭議員

私は、今回3項目にわたり通告をしておりましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第1項目めの白石町総合計画についてであります。

この計画書は、平成18年3月に策定をされております。19年度から26年度までの7カ年の、新白石町誕生にふさわしい新町まちづくり計画の基本理念であります「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」のもと、本町における最上位計画として位置づけをされております。これに基づきまして、中・長期的な視野に立った基本的計画を立てながら、安定的な行財政運営が行われてきたと確信をいたしております。

そこで1点目に、1番目に、平成26年度が最終年度となっておりますが、基本理念

に沿った事業推進ができてきたのか、これまでの達成率はどのようになっているのか、これについてからお尋ねをいたします。

### ○相浦勝美企画課長

総合計画の基本理念に沿った事業推進ができたのかという御質問でございます。

平成17年1月1日、市町村合併によりまして、新しい地域の枠組みで白石町が誕生いたしました。新しい白石町では、地域の一体化と地域全体の発展という新たな視点でまちづくりを推進するために、総合的かつ長期的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、人間と自然環境、人と大地が共生し、快適で潤いを持つまちづくりを行い、さらに人、物、情報の積極的な交流を深めることによって、輝く豊穡の町を基本理念といたしました。

この基本理念に基づくまちづくりの基本方針として、第1章ゆとりある快適な住みよいまち、町の基盤整備に当たります。これについては、都市計画マスタープランを策定し、土地の適正かつ計画的な利用に努め、下水道事業など生活基盤の充実を図ってきました。また、嘉瀬川ダムの送水実現で地表水への水源転換が図られ、快適な生活環境の整備もできたところでございます。

町道、農道等生活道路の効率的な整備を図り、利便性の高い道路網の構築に努め、持続可能な地域交通システムを確立するため、デマンド方式による予約制いこ車を導入いたしまして、交通空白地帯の解消にも取り組み、体系的な交通網の整備もいたしました。さらに、情報通信ネットワークの整備充実を図るために、公設民営によるケーブルテレビ網も整備をいたしたところでございます。

続きまして、第2章の健やかで安心できるやさしいまち、保健福祉の充実の欄になりますが、町内の全ての小学校での学童保育の実施や、ゼロ歳から中学生までの医療費助成制度を拡充するなど、子育て支援の充実を図りました。また、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの提供に努めながら、保育所の公設民営化にも取り組んだところでございます。高齢者、障がい者の方々へは、白石町高齢者福祉計画、白石町障がい者福祉計画に基づくさまざまな事業を実施し、安心して暮らせる環境づくりを推進したところでございます。

保健医療体制につきましては、在宅当番医運営事業や南部地区小児時間外診療体制整備事業など、地域医療体制の充実を図りました。国民健康保険事業においても、医療費を抑制し、個人の健康の増進を図るため、健康教室など予防事業を充実させました。また、国民保険税の収納確保に努力し、レセプト点検を充実し、給付の適正化を目指しております。

第3章では、活気と魅力ある豊かなまち、産業の振興のことになります。基幹産業であります第1次産業の振興を図るため、筑後川下流土地改良事業による農業用水の確保、県営の水田農業支援緊急整備事業による農業生産基盤の整備、特定漁港漁場整備事業計画に基づく漁港や管内施設の整備など、生活基盤の整備を図りました。

商工業の活性化を図るため、プレミアム付き商品券発行事業元気しろいし商品券を実施して、観光の振興につきましても、白石町情報発信事業「採れたて！旬感白石」など、ラジオNBC、RKBを活用いたしまして、県内外へ白石町の情報を発信し、

広くPRをいたしました。

新たな地域活力の創出を期待いたしまして、特産物直売所建設事業で菜海ありあけの建設や、白石ブランド確立対策事業において、平成23年3月にしろいしみのりちゃんが誕生し、さまざまな場面で活躍をしているところでございます。

第4章個性豊かな人と文化を育むまち、教育、文化の向上においては、個性豊かですぐれた人材を育成するために、学校現場において学校ICT環境整備事業を実施をいたしました。また、きめ細かな教育支援策として、適応指導教室事業、学校教育支援員事業なども推進をいたしました。

さらに、白石中央公園多目的グラウンド整備事業を初め3地域の社会体育館の施設整備も行い、生涯に学び楽しめる環境の充実を図りました。

第5章参加と交流で築く開かれたまち、町民参加においては、白石町まちおこし運営協議会によるまちおこし事業の実施など、町民の皆さんと行政がともに考え、ともに行動することができる仕組みづくりを推進をしました。

健全な行財政運営を推進するために、地方公会計制度整備事業を実施をしております。また、町有財産、施設の有効活用を図ることはもちろんのこと、町民税等におきましては適正課税、徴税の公平性を確保することに尽力しているところでございます。

第6章自然環境と共生するまち、自然環境の保全においては、農地・水・保全管理支払交付金事業、共同活動支援事業及び向上活動支援事業などの取り組みにより、農地などの環境保全に努めております。また、下水道事業や合併浄化槽設置の推進により、良好な水質を維持し、水環境の保全にも努めております。

このように基本理念に基づくそれぞれの基本方針の中で、積極的に事業を実施をしております。この総合計画には具体的な数値目標は掲げてございませんが、基本理念の実現に向けて確実に前進しているものと考えます。

質問にもありますが、達成率はどういうことかという御質問でございます。みんなで大まかでございますが、七、八割以上は十分に達成できているものと考えております。

以上です。

## ○大串弘昭議員

ただいままでいろいろ事業実施について、あるいは取り組み方について、るる各項目にわたって御説明いただきましたけれども、特に7割から8割ぐらいの達成率じゃないかなというふうなことを言われましたけれども、その中で、実はこの2項目めに上げてますところの2番目に上げております、各課、各分野におけるいろいろと今まで検証をされてきたと思うんですけども、その中で土地利用計画、あるいは道路網の整備、農業の振興、特にブランド化とか特産物の関係ですね、それから商工業の振興、これは企業誘致なども入っておりますけども、そういった取り組みが私は、まだこれは総合計画の中でも位置づけをされておりますけれども、なかなかそこまで到達していない部分ではないかなという思いがしましたので、質問をしてるわけですけども、これについての御見解をお尋ねします。

## ○相浦勝美企画課長

ただいま土地利用計画、道路網の整備、農業の振興、ブランド化、特産物、商工業の振興、企業誘致についての実際の取り組みはという御質問でございます。

まず、土地利用計画についてでございますが、本町には国土利用計画は策定してございませんが、現在農業振興地域、農振法や都市計画区域、都市計画法の変更を行っているところでありまして、これらの上位計画として総合調整機能があることなどから、将来的には策定、あるいは総合計画の中で次期総合計画の中でお示ししたいと考えているところでございます。

次に、道路網の整備についてでございますが、町内の幹線道路や集落を連結する生活道路等、その性質に応じた道路を整備し、利便性の高い交通ネットワークを構築することを目的として、町道、農道等生活道路の整備の必要性を勘案しながら、効率的に整備を行うよう努めているところでございます。また、合併支援道路につきましては、地域の一体感、地域全体の発展という視点で、計画的に整備を行っております。

次に、農業の振興、ブランド化、特産物についてでございますが、新たな地域活力の創設を期待して、産業の垣根を超えたネットワーク化を図り、特産加工品の開発等により、地域の新たな活力の創出に努めることとしていますが、現在6次産業推進事業を展開しようとしているところでございます。新年度においても、さらに具体的な取り組みへの関連予算もお願いするようしているところでございます。

商工業の振興、企業誘致につきましては、プレミアム商品券の発行などで町の商工業が元気になる取り組みなど実施をしておりますが、企業誘致についての具体的な取り組みはできていない状況でございます。が、6次産業化の推進に伴いまして、新たな雇用の創出にもつながるのではないかと、非常に期待をしているところでございます。さらに、町の基幹産業でもあります農業関連の企業誘致の可能性も、探っていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

## ○大串弘昭議員

ただいままでは総体的に、担当の企画課長のほうから説明を受けましたけども、今からはちょっと担当課長さんのほうに、個々にわたって具体的に少しだけ質問をしたいと思いますが、これは今、土地利用計画では、担当課のほうは企画の課だと思いませんけれども、白石町は農業の町と言われますけれども、しかしながら、今日では農業だけでは到底発展が望めない状況にもございます。

そこで、総合計画の中でも、第1番目にこの白石町土地利用計画の策定が上がっております。旧白石町では、北明地区を除いて都市計画区域を設定が線引きがされております。これまでこの法に基づきまして街路整備あるいは都市下水路整備、それから公園、あるいはそういった選定工事が主になって事業を進めてこられましたけども、せっかくあるこの都市計画法、これらを活用して少しでも住宅ゾーンとか、そういった非農用的な区域の面的な部分まで発案がなかったのか。この総合整備計画の中で見ておりますという、優良農地を確保しながら、きめ細かな土地利用計画を図るといふのがありますので、この辺のところをもっと積極的にやってほしかったなという

思いもするわけでございます。

平成19年からですかね、農地法の改正がなされております。そういったことで、農用地の転用もかなり厳しくなってきました。隣接町あたりを見ておきますと、やはりそれらの先を見越して、準都市計画法にのっとり、やはり先行的な計画を立て、町の活力を与える発展事例もあるわけでございますが、この辺のところも今後十分勉強していただければなという思いでございます。これについては答弁は要りません。

そこで、2つ目に道路網の整備について、一、二点、質問したいと思っております。

現在、町道延長400キロを超すというような道路網の整備につきましても、大変な事業だと思っております。その中で、中・長期的計画は予想どおり大方が済んでいるというような報告がございましたけども、まだ主要道路のようなところでこの計画どおりにいってないところ、それがもし何かの理由が、どうしてもできないというような理由があって進んでないようなところがあれば、お尋ねしたいと思っております。

### ○岩永康博建設課長

道路網の整備についてお答えをいたします。

合併効果をあらわすために、旧町域、それと公共施設等を結ぶ町道について、13路線を指定をしまして、合併支援道路ということで整備をしております。これが平成17年度から26年度の10年間で計画をしております。現在完了の路線が6路線、それと継続の路線が7路線というふうになっております。

それで、25年度末の進捗率が83.6%。数年前に経済対策等がありまして、進捗は順調というか、目標どおりに進んでおりますけど、物件等がありまして、その分の補償等の交渉等でとか、あと相続の問題等で、どうしても長くかかるという事案が見受けられます。

それと、歩道の整備を図ることで歩行者の安全を確保するというところで、社会資本総合整備交付金事業で、4路線の町道に歩道の設置をしております。これが20年から28年。それで、25年度末の進捗が77.3%。

この社会資本による歩道整備については、町長と語る会でも、通学路の安全性を確保してほしいという路線がありますので、これについては年次ずっと計画を立てて整備を進めていくべき事業と考えております。

以上です。

### ○大串弘昭議員

いろいろと事業も新しい事業も入ってきますし、当初の計画どおりにいかないところもあろうかと思っておりますけども、それに向かってぜひ進めていただきたいと思っておりますけども、もう一点、実は都市計画決定のこの街路というのが今でも生きてると思うんですけど、9路線ございます。これについては、今もこのとおりに進んでおるのか、それとも見直しをもうかけて、この辺についてはもう当然こういうふうなことで事業を進んでいかないよというふうなことになっているのか。

実は、平成21年4月1日現在で六角廿治線から二本榎網代線までというのが9路線上がってますけども、これにはどういう内容になっているのか、お尋ねします。

### ○小川豊年土木管理課長

現在の白石町の都市計画区域内に9つの路線がございます。このうちちょっと実現不可能な路線もございまして、今見直しを検討中ございまして、27年度で見直しを予定をいたしております。

### ○大串弘昭議員

なかなかこの路線が、もうずっと前に認定をされたと思うんです。いろいろと地域に部落に入ってまいりますと、この路線が線引きされたために、なかなか家の改修をしたり、新しくつくったりする場合に、なかなかこの事業にひっかかるというふうな話もございましたものですから、この辺については早目に見直しをした場合には、地域の人にはひとつ周知徹底をしていただければなと思います。

次に、ここに上げてあります、またバリアフリー化、緑地化、緑化事業というふうなことで道路整備を図るということでございますけども、どういったところにバリアフリー化とかあるいは緑化事業をされた路線があるのか、この辺について、あったらお願いしたいと思いますが。

それは後でよかです。また。

### ○白武 悟議長

それ、答弁は後で。（「よかです」と呼ぶ者あり）

### ○大串弘昭議員

せっかくここに計画書に上がっておるものですから、お聞きしたわけです。その辺についても、ぜひ検証していただきたいと思います。

次に、これは3つ目に上げておられるところの農業の振興問題で、取り組みについてお尋ねをいたします。

今、今日T P Pの問題やらあるいは減反政策の問題、農業問題は非常に大揺れをしているという状況でございます。ただ、1次産品だけで、面積の量だけではやっていけないような時代となっております。やはり全国に通ずるブランド化、白石の特性を生かした産物の発掘、例えば現在あるタマネギ、レンコン等のこれらにつけての付加価値をつけた2次産品の開発とか、これらをやはり販売ルートに乗せてやるのが、ぜひ必要ではないかなというふうな思いもしておるわけでございますが。

ちょっとだけ紹介をしておきますけども、ちょうど3月3日の日本農業新聞に載せてありました。ちょうどこの新聞、大きく取り上げておられますけども、本当に白石と近いところですよ。JAさが川副中央支所というようなところで、ここは光樹とまとといって、光、樹木の樹で光樹とまとというのが、今部員の方12戸15名の方で3.8町栽培をしているというふうなことです。

東京中央卸売市場大田市場に出回るトマトの中で、最高値で取引されているのが、佐賀県JAさが川副中央支所のブランド光樹とまとだということです。水を極力与えず、日中の温度を低くするなど生育ストレスをかけ、栽培を部会で徹底し、トマト本

来のうまみを最大限に引き出す。単価が高いにもかかわらず、取り扱うスーパーではトマトの中で最上位の売れ行きを示すと。最高値を目指す産地の多い中、付加価値の追求で生き抜く生産販売戦略をつくっていると。1個200円というふうな単価が出ておったようでございますが、そういったところで、同じ白石、あるいは地盤的にも風土的にも同じようなところで、こういった地道な開発もあるようですから、この辺についてもぜひとも、町長どうでしょうか、そういったものにひとついろいろ研究をされたらと思います。

### ○田島健一町長

大串議員から新たな産物というような格好かというふうに思いますけども、先ほども大串武次議員のときの答弁申し上げましたけども、やはり今あるものばかりじゃなくて、新たな産物についても検討していかないかんやろうと。それに向かっては、農協さんであるとか、JAさんであるとか、農業改良普及センターさんとか、いろんなところでの連携をとりながら、新たな産物についても取り組んでいかないかんというふうに思っているところでございます。

もちろん役所といいますか、3つの団体だけじゃなくて、やはりもっともっと農家の方たちも新たなものに取り組んでいこうという、やっぱりそのこのところの意欲が一番大切じゃないかなというふうに思います。そういうことで、みんなで連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

### ○大串弘昭議員

ぜひともそういったことで、白石の農業を別のほうからでも発展できるような政策を、ぜひお願いしたいと思います。

あと4つ目に上げておりますところの、商工会の関係の企業誘致についての取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

この案件につきましては、私が知る範囲では、この6年間で余り進展が見られてないような感じがいたしておるところでございます。このようなやはり大きな企画というのは、当然担当課の一人や二人では、到底やっていけるものではないわけございまして、せっかく主要施策と掲げてあるならば、ひとつ町全体で知恵を出し合って、ひとつ気を高めて、ぜひとも前向きに進めていただければというふうな思いでございます。

ただいま企画の課長からも説明がありましたので、この辺についてはひとつ次の次年度の総合計画の中でも、ぜひ取り組んでいただければというふうな思いでございます。

それでは、3項目めに上げておりますところの3点目ですね、次期計画の構想への準備や作業工程はということでお聞きしておりますが、その点についてお願いします。

### ○相浦勝美企画課長

次期計画への構想、準備、作業工程についての御質問でございます。

既に現計画の各基本計画につきましては、担当部署において現状と課題、目指した

い方向性などを、町長の公約、特命事項などを踏まえて修正作業に入り、新年度において策定する計画のたたき台として準備をしているところでございます。

大きくまちづくりの構想が変わるものではないと考えてはおりますが、6次産業の推進、製品のブランドの確立など、町に活気と元気が出る施策や、結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援施策など、人口減少の歯どめが期待できる少子化対策、子育てサポートなどの具体的な施策の推進も打ち出していきたいと考えているところでございます。26年度中にはこの計画を完了いたしまして、議会の皆様に審議をお願いするような段取りでございます。

以上です。

### ○大串弘昭議員

それでは、1項目めの白石町総合計画についての質問を終わりたいと思います。

それでは、2項目めに上げておりますところの公共事業についてお尋ねをいたします。

1番目に、今日アベノミクスの成長戦略の一つ、経済対策で公共事業は非常に急増しております。前の政権での公共事業の抑制政策から、一転して事業推進に政策が変わり、現場では資材の高騰、あるいは人手不足等の厳しい現状に立たされております。発注者側あるいは受注者側にも混乱を生じておるのではないかと感じておりますが、町内の実態はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

### ○片渕克也財政課長

予算急増で現場がついていけないというふうな御質問でございます。

入札に参加していただく建設業者の方々から聞こえてくるところでは、確かに人手や重機あるいは資材などが足りないという御意見がございまして。また現実、実際のところでは、労務費や資材の単価が高騰していることもあります。公共工事においては共通単価を適用しておりますが、これまでに労務費やコンクリートなどの資材でおよそ、3月の改定でございまして、18から20%程度の単価改定を行っているところでございます。

以上でございます。

### ○岩永康博建設課長

建設関係の人件費、資材等についてお答えをいたします。

国では、技能労務者の確保、育成には、適正な水準の賃金支払いが極めて重要であるということで、平成26年2月から適用する公共工事の設計労務単価を運用するという特例措置が決定をされております。

それを受けまして、佐賀県においては平成26年2月10日を基準日として、それ以降に契約を行う工事等について、新労務単価、いわゆるインフレスライドを適用することとなっております。賃金比較については、本年度当初から7.1%の上昇となっております。平成26年2月10日以前に契約したもので、残工事が2カ月以上あるものについては、新労務単価を適用する変更契約の協議が可能となっております。

また、資材の高騰については、同様に平成26年3月10日を基準日として、佐賀県の積算基準の単価改定がなされておりまして、主にA重油、木材、H鋼等の鋼材、生コンなどが、最高20%の範囲で上昇することになっております。

適正な価格による契約を行うためにも、この改正を遵守し、設計積算を行うこととしております。

それと、先ほどの町道の緑化等についてのお答えですけど、合併以来、歩道の整備等の中で緑化の検討をしてきましたけど、用地等の問題等がありまして、道路の緑化については落ち葉の問題、農地が周辺にありまして、その落ち葉の影響等もありまして、緑化の整備が進んでいない状態であります。

今後はそのような問題をどう解決するかということで、次期総合計画等で計画を立てなければいけないと考えております。

それと、バリアフリー化については、これは歩道の整備に当たっては、以前はマウンド式といって一段高くなっておりましたけど、車椅子等の利用が支障になるということで、今は平面構想で、それとまた交差点等については段差をなくすということ、それと全て点字ブロック等の設置をするということで、障がい者や高齢の歩行者にも優しい道をつくるということで、今努めているところです。

以上です。

#### ○大串弘昭議員

今いろいろと資材やあるいは労務の高騰が、上昇があつてるといふようなお話でございましたけども、これによって25年度の今の事業で、契約金額どおりで執行できるものか、あるいは幾らかそういったことで変更契約が出てきて、どうしてもその予算内でおさまらないというふうな事業もあろうかと思っておりますけど、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○岩永康博建設課長

労務単価の新単価による積算で、残工事が2カ月以上あるという工事については、繰り越しを今回お願いしている路線が1カ所あります。全体事業費としては1,400万円の事業で、これを単価を改定して積算をしたところ、約20万円ほどの増額になります。これはあくまで変更契約の協議が請負業者から上がったとき、お互いに話し合っ、変更対象とするかという協議をするというふうになっております。

その1件だけが変更の工事となりますけど、資材についてはそういうふうなふえる分はありませんので、これまでどおりの契約金額というふうを考えております。

#### ○大串弘昭議員

それでは、2番目に上げておりますところの入札の不調、辞退の状況等についてということでお尋ねをしておりますけども、県の状況を見ておりますというと、13年度1月末までの入札の不調件数は162件ということになっております。不調率は9.98%。既に12年度の64件を大幅に超えたということでもありますけども、本町の場合はどのようになっているのか、お尋ねします。

### ○片渕克也財政課長

県の場合は、およそ10%程度の入札不調が出ているというふうな報道があつてございましたが、本町の場合、今年度2月末現在でございます。130万円以上の入札を執行する工事でございます。103件を入札しておりますが、指名した業者全てが辞退したという案件が1件ございます。全業者の入札額が予定価格を上回り、落札が決まらなかった入札が2件、合わせて3件ございます。このうちいわゆる不落と申します予定価格を上回った案件については、業者を入れかえるなりして再度入札を行っております。この2件については契約をして、工事も進んでおります。

ただ、全業者が辞退をしたケース、これはJR関係の特殊な工事でございます、再度指名しても、また再度指名した業者も全業者が入札辞退というふうな状況でございます、これにつきましては次年度に、繰り越しじゃなくて繰り延べて、次年度予算で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○大串弘昭議員

いろいろ今町のほうにも支障が出てきている、影響ができていくというふうな報告受けましたけども、要因というのはどういうようなものがあるのか、そしてまた、これに対する対応策といいますか緩和策と申しますか、それらについては何か講じておられるのか、この点についてお尋ねします。

### ○片渕克也財政課長

このうち103件のうち、一部でも入札辞退があつたというのが13件ございます。その13件で入札された方々の理由としましては、今手持ち工事が多くて、技術者が不足しているというふうな事由が最も多くなっております。

このような事態に対処するために、昨年2月から、これは県下一斉でございますが、現場代理人がほかの公共工事と兼任してできるような措置を講じております。本年2月から、その契約額の上限額を2,500万円から4,000万円まで引き上げて、技術者不足に対応するというようにしております。

以上です。

### ○大串弘昭議員

今これらの件については、国土交通省あたりでもいろいろ緩和策と申しますか、そういったことが今新聞あたりでも出ておるようでございますけども、公共工事でも複数の年契約とか、あるいは一括発注方式とか、そういったもの等が上がってきているようでございますけども、このようなことは今、国からか県からかのそういった情報が入ってきておるのでしょうか。

### ○片渕克也財政課長

発注の方式等については、特段の情報とか指導といったものは今のところござい

せん。

### ○大串弘昭議員

やはり今後まだ、きょうもテレビであっておりましたけども、震災地の復興事業ですね、これらについてもまだ相当おけているというような話もあっておりました。さらに、オリンピックに向けての事業がどんどんまだ出てくるというふうなことでございまして、やはり今後地方にも、まだまだそういったような影響が当分続くんではなかろうかなという思いでございまして。

そういうことで、このところを十分今後とも念頭に置きながら、ひとつ対応していただきたいということで、一応この項目を終わりたいと思います。

それでは、3項目めに上げておりますところの農地・水・保全活動について、この件についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、今回は4名の議員のこの問題についての質問がっておりますし、非常に関心が高いというふうなことであろうかと思っております。

きのう内野議員、あるいはきょうの大串武次議員からも質問あっておりましたけども、また少しだけ私のほうは視点を変えてと申しますか、幾らか内容を変えて質問をしたいと思っております。

1番目に上げておりますところの、この事業の事務手続あるいは書類等の簡素化についてお尋ねをいたします。

この事業の内容や、やはり現場の作業内容を見ておりますというと、これはやはり本来、町や土地改良区あたりでやるべきぐらいの事業内容というふうな私は認識をしております。町全体ですね。きのう報告書が上がっておりましたけども、共同活動あるいは向上活動を合わせまして約13億5,000万円ぐらいの事業、交付金額も出ておるようです。そういうような中でこういうような事業をやるわけでもございまして、やはり町や土地改良区ぐらいのやはり専門職がいたら、当然できる範囲ではないかなという思いがするわけですけども、素人の組織では、余りにもちょっと負担が重いんじゃないかなという感じがいたしております。

それで、これまで簡素化に向けて、何らかのそういった改善策をされてきたということでございまして、それらについてお尋ねをいたします。

### ○嶋江政喜農村整備課長

農業施設の管理を本来は土地改良とか町がやるべきではないかということと、農地・水の事務の簡素化、指導体制はということで御質問ですけど、まず基幹的施設の維持補修などについては、維持管理適正化事業、それと基幹水利ストックマネジメント事業などで、一応町が取り組んできたところでございまして。それと、平成19年度からは、農地、水路、農道などの地域資源について、住民共同による維持保全活動を支援する農地・水・保全管理支払交付金事業が創設されたということでございまして。

この事業は、集落における多様な組織の参画による自主的な共同活動を支援することによりまして、農地、用水路、農道などの地域資源及び農村環境の適正な維持保全を目指すことを基本として、これらの活動を地域住民が共同で取り組む地域活動の費

用に対して支援を行うという事業であります。

基本的に、道路、水路の管理は町、土地改良区ではございますけど、地沈水路、用排水路など基幹的な農業用施設の補修などにつきましては、管理者において国、県の補助事業などを活用しながら計画的に実施もしておりますし、今後もそれは必要だということで考えております。

他方、農地、水路、農道などの軽微な補修については、地域資源として地域住民による共同活動によりその維持保全を図っていくという、つまりこれは地域主導による管理を行っていくということが、農地・水・保全活動事業の目的にあると考えているわけでございます。

事務の簡素化、指導体制についてですが、議員おっしゃるとおりに申請書類とか報告書類などの、役員の皆様には事務が煩雑過ぎるという意見がありました。それらの意見を踏まえて、平成20年度にかなりの事務の簡素化がなされてはおります。申請書類とか報告書類等は、各組織の活動を確保するための必要最低限な重要な書類となっていますので、そこら辺は御理解をいただきたいということで思っています。

また、今後も活動組織の活動が円滑に進むよう、事務の一部委託などの検討も含めまして、県、町、県の協議会と一体となって支援をして行っていきたいということで考えております。

以上です。

## ○大串弘昭議員

今簡素化については、県や協議会あたりとも今後協議していくという話でございませうけども、ここに示されておりますところの農地維持の支払い、あるいは資源向上の支払い、それから資源向上支払い、これは長寿化の事業ですね、こういったものを3つもあわせて事業をやるというと、やはり3つの柱から成るというようなことで、おのおの申請書あるいはそういった書類の整備等も出てくると思われまふ。そういったことで、いよいよ煩雑、複雑になってくるんじゃないかなというふうな心配をしているわけございまして、この辺のところはひとつ、ぜひとも簡素化できるように、地元で素人組織でもできるようなひとつことで、県なり国なりに強く申し上げていただきたいというように思います。

その次に、2番目に上げておりますけれども、この事業実績につきましては、昨日立派にこの実績表をつくっていただいておりますので、内容を十分把握できましたけれども、まだ町内では取り組みをされていないところがどの程度、何地区ぐらいあるのかお尋ねしたいと思いますけれども、特に水路のしゅんせつをするような工事では、上下の連絡、連携がとれないと、なかなか効果が出ないというふうな問題も出てきております。今後、できていないところへのそういった事業の推進についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

## ○嶋江政喜農村整備課長

まだこの事業に取り組みをされていないところがございまして。主なところを申し上げますと、廻里江工区の新開地区ですね、それから新明の増反、それから遠江の増反

ですね、この辺はかなり大きな面積となっております。ほかにも途中で2組織がやめていらっしゃるんですけど、それを合わせたら大体11地区で、農地面積にしますと約525ヘクタール程度ございます。

この課題ですけど、議員おっしゃるように活動組織の報告の事務量が多く、負担がかかっていたということで、2期対策では活動項目などを整理統合されて、事務の簡素化が図られてはおります。

また、さっきも申しましたけど、役員のなり手がいない、担い手が不足しているなどの理由によりまして2組織が活動を終了されておりました。また構成員の高齢化が進む組織においては、事業推進におけるリーダーの確保とか、非農業者などの参画が困難となりつつある組織、また事業取り組みがなされていない、今さっき申し上げましたけど、そういう地区もございますので、今後は組織の統合による広域化なども含めまして、事業の推進をしたいという考えではあります。

以上です。

### ○大串弘昭議員

ぜひともそういった実効性のある、ひとつ推進をお願いしたいと思います。

一応3番目に上げておりますところの新たな日本型直接支払制度の関連はということで、またその推進、指導はということでお尋ねをしておりますけども、この件につきましては、前者の大串武次議員のほうからも御質問があつておりましたので、内容的には理解できましたけれども、少しだけ私の考えをお尋ねをしたいと思います。今日の制度で交付金が共同活動の場合で田で3,000円ですか。今後新たな農地維持支払いや資源向上支払い等、これに変わるということでございますけども、そういったことを合わせますというと、トータルで約5,400円程度というふうな、相当な金額が予定をされております。増額をされている見込みでございます。

今日、1期5カ年の間でそういった事業を行って、交付金も相当回っておりますし、ある程度事業も進んできているというふうに思っております。これから先、事業要件も限られた中で、事業費はふえる、さっきおっしゃられましたけども、役員のなり手がいない、人手がない、あるいは機械のリースも今は非常にままならない状況です。オペレーターもいないというふうな、今日でいえば公共事業と同じく、予算があつても現場がついていけないと、こういうふうな状況下に現在あると思っております。

本当に国のほうは、現場のほうをよく理解してわかって、こういった農業政策の減反見直しの方向でやっているということでございますけども、実際農家全体に行き渡るような経営所得の安定対策になっているのか、非常に私は疑問に思っているところでございますが、今後この雰囲気の中で、これらをどのように推進していくかは、もう重複すると思っておりますけども、非常に難しい問題、課題が山積をしております。

そういったことで、ぜひともこの事業は町全体で取り組むということでございますので、何かもう町の事業と同じような気持ちで、ひとつ指導のほうをぜひともやっていただきたいと思っておりますが、これについて町長どうでしょうか。

### ○田島健一町長

農地・水活動の、今後町がもっとももっとしっかりやらんかというような御意見かというふうに思います。基本的には、現行の活動組織をそのまま日本型直接支払制度へ移行したいと考えておりますけども、いろいろ問題があるようでございます。組織の広域化や、現在未取り組み地区への推進も積極的に行っていきたいというふうに思います。

また、現在国のほうで、所要の要綱や要領等の法整備が準備をされている途中の段階でございます。まだまだ詳細なところがわかってない状況でございますので、これが固まり次第、早く地元におろして説明会をして、どうやっていくか、町の関与はどこら辺までいくのか等々も踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

### ○大串弘昭議員

ありがとうございました。一応最後になりますけども、ひとつこの事業につきましては、今後推進していく上では、やはり町のほうも現場のほうにしっかり目を向けていただいて、やはり現場の状況というのを十分把握をしていただくと。その中に課題がある、やはり問題があるというようなことでは、やはり問題を提供していただきながら、やはり今後この事業がスムーズに展開できるようにするためには、やはり国なり県なりに強くそういったものを申し上げていただきたいというふうなお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

### ○白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。

14時12分 休憩

14時25分 再開

### ○白武 悟議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。片渕栄二郎議員。

### ○片渕栄二郎議員

通告に従い3項目、順次質問をさせていただきます。

最初、第1項目めは、万葉の路の現状はというようなことで質問をいたしておるところでございます。

万葉の路は、昭和60年から3カ年の歳月をかけて、歩道が両側にあり、植樹もされ、人に優しい道路として町民や地域の人々に広く利用されている道路だと思っております。

1項目めに上げてありますように、朝の通勤時間帯の現状はというようなことでお知らせをいただきたいと思っております。

### ○百武和義総務課長

万葉の路の朝の通勤時間帯の現状はという御質問でございます。

これについては、昨年5月31日金曜日でしたけども、それと今月3日、これは月曜日でしたけども、調査を行っておりますので、その結果を報告させていただきます。

なお、調査場所につきましては、207の白石郵便局から東側に入ったところと万葉の路との交差点から、50メートルぐらい南側に行ったところにあずまやがございますけども、そのあずまやにいて数を数えたものでございます。

まず、昨年5月31日の午前7時から8時までの1時間の調査結果でございますけども、万葉の路の北側、県道武雄福富線のほうから進入して入ってきた車が47台。南側、共立病院方面から進入してきた車が50台、バイクが3台。白石郵便局南側町道に国道から進入してきた車が18台。その南側の村岡屋さんのところの国道から進入してきた車が21台。逆に、白石小学校から西へ向かって進入してきた車が14台。それから、総合運動場の北側から進入してきた車が2台。その日は特にごみの収集日ということで、総合運動場北側のごみ集積所に8台がごみ出しに来ていらっしゃいましたけども、それまで合わせまして、バイク、車両合わせまして、合計155台の車両が通行してました。

次に、今月3日の日、同じく午前7時から8時までの1時間の調査結果ですけども、北側県道から入ってきた車が23台。共立病院方面から進入してきた車が21台、バイクが2台。白石郵便局南側町道に国道から進入してきた車が8台。その南側の村岡屋さんのところの国道から進入してきた車が14台。白石小学校から西へ向かって進入してきた車が16台。総合運動場北側から進入してきた車が2台。以上でバイクまで合わせまして、合計86台の車両が通行してました。

ということで、前回と今回を比較しますと、ごみ出しに来られた車両を除いて、合計で147台から86台ということで、61台、41.5%少なくなったという結果になっております。

この減った原因につきましては、前は国道207号から役場への町道が工事中であったということとか、それから調査の曜日が金曜日と月曜日の違いということもあるかもわかりませんが、はっきりした理由は不明というところでございます。

以上です。

### ○片渕栄二郎議員

昨年の5月31日の台数が155台と、そして今年の3月3日の時点での台数が86台と。今後さらにこの万葉の路、通勤時間帯の7時から8時までの間は、車の台数が非常にふえるんじゃないかというような思いもいたしておるところでございます。

そういったことで、今後の動向として、町としてはどのような考えを持っておられるのか。

### ○百武和義総務課長

先ほど報告しましたように、ちょっとことし減ったという結果になっておりますけども、今の役場へ向かう車が、共立病院の横の町道が整備できたということで、非常にその通行の車両が随分ふえたということで思っております。それに伴って、万葉の路が少し減ったのかなという気もしておりますけども、また総合運動場の東側には、

また新しく道路も建設しておるところでございますけども、新しくまた道ができれば、また少し分散できるのかなということでは考えているところでございます。

以上です。

### ○片渕栄二郎議員

この万葉の路は、全長が790メートルで、陶芸館、北側の交差点から県道武雄福富線までが470メートルであるわけでございます。この間には歩道には桜が植樹をされまして、今月末においては美しい花が咲き、散策には適した道路ではないかと思っております。

しかしながら、交差点から南側の寺新ヶ江線までが320メートルというようなことで、ちょうど総合センター前の区間においては6メートルの幅員でしょうか、あるわけでございますけれども、ちょうど公園南側の地沈水路から寺新ヶ江線までの間が非常に狭いというふうに感じております。ちょうどその区間が車道が4.4メートルでしょうか、軽自動車ですえ離合に心配がございまして、交差点内に一時停車をして、通過するのを待ってからこちらのほうにいられているようでございます。特に庁舎南側の住民の方が庁舎なり、そして総合運動場あたりで利用される際に、万葉の路を通行する折に、非常に狭いというような要望もされておるところでございます。

このことについて、町として拡幅の整備等は考えておられるのか、その辺をお尋ねをさせていただきたいと思っております。

### ○岩永康博建設課長

万葉の路の拡幅整備の考えはということでお答えをいたします。

万葉の路、町道築切北川線は、議員がおっしゃるとおり、昭和60年から62年にかけて県の補助事業で整備された道路であります。当時、総合センターも建設中でありまして、当施設へのアクセス道路も兼ねておりますが、車の走行速度を減速させるために車道を湾曲させて、両側に植栽帯がある歩道を設置しまして、途中で休憩ができるようなあずまや2カ所を配置した、コミュニティ性を高めた道路となっております。また、国道207号のバイパスにならないような道路としての位置づけがされたと聞いております。

万葉の路については、道路敷幅が約12メートルありまして、片側歩道の整備をとれば、現況の敷幅で改良が可能と思っております。庁舎の建設計画、それとか中央公園の多目的広場の地元説明会等で、住民の方々からいろいろな御意見をいただいております。

まず1点目に、並木道でコミュニティ性の高い万葉の路沿いに分譲宅地があったので、家を建てたと。それで、道路改築によってその環境を壊してもらいたくないという意見。それと、万葉の路の建設当時は、沿線に水質保護センターと中央公園しかなかった。現在新庁舎とか多目的広場が建設され、道路事情が変化してきたので、その実情に合った改築をしてもらいたい。このように現状維持、改築要望の2つの意見がっております。

今回要望がっております整備箇所、杵島水路から寺新ヶ江線までの120メートル

の区間でありますけど、万葉の路の終点部でありまして、地元の調整が必要とは考えております。それで、現在道路をつくるに当たっては、地域住民の方々の意見を尊重しまして、合意形成を図り、行政と住民が協働でつくる手法に変わっておりますので、地元で十分な話し合いをしていただき、道路整備の方向性を今後決めていきたいというように考えております。

以上です。

#### ○片渕栄二郎議員

確かに住民本位で、こういった道路整備にかかわらず、ほかの施設等の建設については、上から目線でなくして、やはり住民の意見を十分尊重をしていただくのが当然ではあるわけでございますけれども、ちょうどこの万葉の路が建設された当時から二十七、八年の歳月が過ぎておりまして、以前とその当時と今とでは、大分事情が違ってきているところでございます。現にこの庁舎が建設され、そして北側には総合運動場もでき、広く町民の方が万葉の路を利用されておるのは当然だと思っております。

そういったことで、もし事故が発生してからは大変な事態になりますので、先ほども申し上げましたように、地元の皆さんの御要望を重視しながら、ぜひとも120メートルの区間を、両側に歩道がございますので、片方の歩道を車道にしての考えはないものか、その辺をお尋ねをいたしたいと思えます。

#### ○岩永康博建設課長

今要望の地点についても、一昨日ですか、町長と語り合う会の白石2区でも、万葉の路の整備の要望があったと聞いております。現状、私もここを通るわけですけど、杵島水路の手前のほうから寺新ヶ江線、やはり見通しはいいわけですけど、やはり待機して待つて通行するという状況です。

これについては、先ほど申しましたように両方がまだ宅地化がしておりません。その辺の条件も、北のほう、県道から秀村線の宅地化した部分と条件が違うというふうに考えております。その辺は十分地元の方々と調整しながら、なるだけ交通安全に即した道路整備をしていきたいというふうに考えております。

#### ○片渕栄二郎議員

総務課長の答弁の中にもございましたように、ちょうど武雄福富線から北川廿治線ができておりますけれども、ちょうどそれから南のほうへあぁいった道路の建設は考えておられるのか、その辺を町長にお伺いしたいと思えますけれど。

#### ○岩永康博建設課長

北川廿治線から南の道路建設計画ということですけど、19年に新町の拠点整備計画というのを立てて、議員の皆様にも配付をしていると思っております。その中には、北のほうに道路を延ばすと。しかし、歩行者は数的に見込めないということで、道路網の整備としては車道の7メートル、道路規格の7メートルで南のほうまでつないで、白石中学校から東へ延びる太原本線ですか、そこまでの計画をしております。

しかし、その間、計画建てておりますけど、まだ道路がない部分とかありまして、その辺はまた計画を十分に地元のほうとお話し合いをして、進めていくべき事件だと考えております。

### ○片渕栄二郎議員

北川廿治線を南のほうに計画をいたしておるとのことでございますので、ぜひとも、財政事情等が許せば、早急に計画を立てて、そして建設をお願いをいたしておきたいと思えます。

それでは、2項目めの町内の小学校の統廃合はというようなことで質問をいたしたいと思えます。

白石町は合併後9年が過ぎ、10年目を迎えておるところでございます。人口も合併当時からすれば減少し、今年1月末では2万5,089名となっているようでございます。合併後9年の白石町教育行政を振り返ることで、これから先の方向性なり、あり方等が得られるものだと思っておるところでございます。

白石町の将来人口予測では、平成27年で2万4,187名で、平成32年で2万2,836名で予測がなされておるところでございます。この年度のゼロ歳から14歳が平成27年が11.5%、これは当時の27年の人口予測の2万4,187名の中の11.5%、平成32年が10.7%と、このようなことから、小学校児童・生徒の減少に対応した、町教育委員会としてのお考えを聞かせていただければと思っております。

### ○江口武好教育長

白石町の教育行政の構えといたしまししょうか、白石町の教育を将来的にどうなのかという、そういった構想ということで御質問だと思います。これは久原議員の、中学校の統合はあるのかというような御質問とも若干ダブる点もあるかもわかりません。

今の児童、いわゆる小学校に限定しますと、一番少ない学校で1学年14名でございます、1クラス。1クラスが20名未満という学級は、ことしでいえば普通の学級は53クラスございます。その中の7クラス、1割ちょっとを占めるというところがございます。そのほかに特別支援学級というのが15クラスありますが、ちょっとこれは別枠にしておきます。

いずれにしましても、先ほど議員御紹介ございましたように、今後の5歳児以下の幼児、そういった状況を見ますと、やや減少傾向にありますけど、これは大体20名前後で今後も若干進むのではないかなと。これは先般の資料等も出しましたけど、でも将来的には、例えば平成42年でいけば町の人口が2万人を割り込むというようなことで、当然15歳未満の子供たちの割合というのかなり低くなるのではないかなと、そういうふうには推定しているところがございます。

ところで、小学校は今8校ございます。8校とも文科省の基準でいきますと、全てが11クラス以下というので小規模校になるわけでございます。では、白石町の学校はこれで今のままでいいのかどうかということ、これは先般も申し上げましたように、やはり町の次期の総合計画というものに、やはり教育環境を物的な面でも見直していくんだと、そういった枠組みを見直していくんだということで、子供たちにとって、

児童にとって望ましい教育環境というのはどういうものなのか。それは学校規模あるいは学校施設、このあたりの枠組みについても検討の時期に来ているのかなど、そういった気がいたしております。

以上でございます。

### ○片渕栄二郎議員

昨年、我々にまでいただいた25年度の教育要覧、白石町の教育という冊子を見せていただきますと、児童数の推移というふうなことで、平成17年が町内で1,742名の児童数であったわけですが、これが今年平成25年は17年よりも461名の減になっているようでございます。また、平成31年を見てみますと、25年度より108名の減ということで、1,173名の児童・生徒に予測をされておるところでございます。

それと、学級数の推移を見てみますと、平成26年は福富小学校を除いた7校については、各学年1クラスずつということで、1年から6年まで各学校6クラスということになりますので、こういった予測なり、あるいは現実の児童数の減少を考えますときに、ぜひとも、いろいろ問題はございますけれども、そういったことを考えたときに、この8校の小学校を何とか統廃合できないものかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

### ○江口武好教育長

小学校の統廃合につきましては、先ほど申しましたように、教育環境として今後やっぱり見て考えていく必要があるのかなど。だから、今、今、この小学校をどうこうするというのは、ここではちょっとコメントができない状況です。

それで、いずれにしましても、先ほど高等学校の再編云々というのもちょっと問題、課題になっておるわけですが、学校教育というのがその縦の発達段階で、初等教育、中等教育とこの前も申しましたが、小学校ではどういうふうに捉えるのか。あるいは中学校、中等教育の前期、あるいは高校でどうなのかといたしましたときに、この小学校等というのは、やはり登下校も含めて、子供たちがちょうどその発達段階でいけば、小さいですから五感をといたしましょうか、周りの地域のそういった雰囲気を感じながら、そして地域の人と触れ合いながら、守られ、そして学んでいくと、その辺を非常に大事にする、そういった特性があるのではないかなと思います。

そういう意味では、地域の中の学校というのは、非常にある意味文化の拠点でもあるわけです。そういう特性がございます。中学校ではもう、この前申しましたように、やはりもまれながら社会性をしっかり身につけていくと。高等学校は当然専門性で、もう間もなく高等学校かそれとも就職ということですから、いろいろ世の中に通用するそういったものを力をつけていかななくてはいけないと思います。

いずれにしましても、白石町の子供たちにとって、白石町の子供が今でも外に出たときに、よその学校に行ったときに、県内に行ったときに、全国的に行ったときに通用するかどうか、そこをまず1つ。それから、子供の発達をずっと見通したときに、将来的に町あるいは県を担っていける人材がどうなのか。それが今の学校の規模で非常に支障があるかどうか、そういう観点でやっぱり考えていかななくてはいけないの

かなと。それが先ほどの学校規模、学校施設の枠組みについての検討というところまでございます。

今の例えば町内8校のこのくらいの学校規模で、教育上の課題というのは何なのか。少なかったら切磋琢磨、もまれんだろうと、いろんな学習でも考えは限られてくるだろうという、そういった課題もあるかもわかりません。統合に際して、例えばメリット、デメリットどうなのか、それから逆に今のままで教育活動を維持、効果を上げられないかなと、そういった見方もあるのかと思います。

それから、先ほど申しましたコミュニティの拠点としての存在意義、その辺がどうなのか。地域の疲弊云々、あるいは財源ですね、財政面のこと、あるいはまちづくりの側面からも言えます。そして、学校経営の面からも言えると思います。

その辺はいろいろ考えながら、やはりこれはまだ次期の町の総合計画というのはまだのっていないわけですけど、何とか町の教育行政、町の教育委員会としては、行政の構えとしましては、規模あるいは施設、そのあたりの検討もそろそろなのかなと、そういうふうな考えを持っております。

以上でございます。

#### ○片渕栄二郎議員

今教育長のほうから答弁もいただいたように、とにかく次代を担う子供たちの教育でございますので、ぜひとも子供たちをしっかりと、学力はもちろんでございますけれども、体力等も兼ね備えた子供たちが成長できますように、ぜひとも教育委員会あるいは現場の学校での指導をよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、3項目めの土地改良施設の維持管理についてというようなことで質問をいたしております。

工事費の負担が27年度からでしょうか、始まるわけでございますが、これらの施設を末永く、安全に安定的に守り続けるシステムを考える必要があるのではないかなとというような質問をいたしております。これについて担当課長なり、あるいは町長のほうから答弁をいただきたいと思っておりますけれども。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

土地改良施設を末永く安全、安定的に守り続けるシステムを考える必要があるのではないかという御質問でございます。

議員おっしゃるように、国営筑後川土地改良事業の償還が、平成27年度から始まることとなります。念願の嘉瀬川ダムからの水が平成24年6月から配水されておりました、これらの施設や既存の土地改良施設なども、末永く安全、安定的に維持管理を行うことは重要であるということで認識はいたしております。

施設の公益性の高いものの順位や規模によりまして、特に都道府県、市町村、土地改良区が管理を行えるように、事業などが整備をされているところでございます。筑水事業で例えれば、嘉瀬川ダムは国の管理、国営で造営された筑水事業の管水路等については市町村管理ということになっております。町内でいうと、導水管や地沈水路などが町の管理、用排水路、小水路等は土地改良区というようになっております。

また、このように管理主体は決まっていますが、事業行う規模によっても事業主体は変わってまいります。例えば町で管理している排水機場などについては、県が事業主体となりましてストックマネジメント事業を行いまして、長寿命化を図っているということです。このように事業規模などにより、事業主体も変わってくるということでございます。

また、管理主体が決まっていますが、隅々まで行き届いた管理ができていないというのも現状であります。それを補っているのが、現在地域主導でやられている農地・水・環境保全活動事業となっておりまして、土地改良施設の日常管理や軽微の補修など、少し手を入れればさらに長寿命化が図れるようになり、これらの事業などをケース・バイ・ケース、つまり県、町または土地改良区で行う事業とか、それ以外は地域主導の農地・水・環境保全活動事業でやるとか、上手に使い分けを行いまして、維持管理を行っていくということが大事だということと考えております。

### ○片渕栄二郎議員

今課長の答弁を聞いてみますと、ちょうど以前に私のほうからお願いをいたしまして、国営の筑後川下流土地改良事業関係なり、あるいは県営の圃場整備等、各事業にわたってのこの25年度の費用、町の持ち出し分あるいは農家負担なり、あるいは大部分が国、県の補助をいただいておりますけれども、この総額を見てみますと、この25年度1年間にこれだけの大きな金が要ったかというような、実は感想を持ったところでございます。

例えば維持管理事業関係を見てみますと、1億4,400万円からの排水機場なり地沈水路の制水門の整備、有明用水路のポンプ場あたりの整備といったように、これだけの維持管理事業費関係だけで1億4,400万円の金が要っているわけでございますけれども、ちょうどこの事業が始まったのが昭和50年代だと記憶をいたしておりますけれども、それから三十四、五年の歳月が来まして、用水路なりあるいは排水路、それから排水ポンプ場なり揚水機場等の傷みが年々激しくなっている中で、ストックマネジメント事業等を活用されまして、有明排水路の1号機から3号機までの補修等も、順次計画を立ててやっていただいておりますので、長寿命化にはまさしくつながっているかなというように思っております。

我々利用者としていたしましては、このような事業のおかげで農家負担が軽減につながっていることは、非常に喜んでおりますけれども、今後いろんなこういった事業等が出てくるわけでございますけれども、年次計画をもう既に立てて整備をしていただいておりますことは十分認識をいたしておりますけれども、この点について課長は今後の整備等についてどのような計画を持たれておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

### ○嶋江政喜農村整備課長

今後の整備計画ということですが、詳細についてはちょっと今手持ち資料がございませんけど、まだ残事業としてはかなりの事業がございます。まず、要するに重要な施設ですね、まず重要な施設で老朽化が著しいということをやまず優先的にやって、それはもう長寿命化につなげていきたいということで、基本的にはどの施設も

同じなんでしょうけど、そういう考えで計画的には思っております。

以上です。

### ○片渕栄二郎議員

ぜひとも年次計画を立てていただいて、工事の事業に当たっていただきたいと思っております。

続きまして、第2項は、今年度26年度から国の予算化がされようとしている中で、日本型直接支払制度というようなことで、ちょうど前者のお二人、そして先日の内野議員も質問されまして、ちょうど私で4番目ということになりまして、非常に内容等には詳しく課長のほうから説明をいただいておりますけれども、なかなか1回、2回聞き及んでは、理解しがたいところもございます。

しかしながら、この項は今までも3名の方が質問をされておりますので、ちょっと省きながら、第3項の3つ目の町、JA、土地改良区と一体となってこの制度を活用して、組織をつくったらどうだろうかというようなことで質問をいたしております。

今、先ほど来課長が答弁の中にごさいましたように、町内66の組織があるわけでございますけれども、やはりこういったのは、4番目の項にも関係いたしますけれども、なかなか事務的に難しいというようなことがあるわけでございます。

そういったことで、今66の組織、各地域での組織がある上のほうに、もう一つ大きな組織をつくって、そしてこの日本型直接支払いの補助金を利用できないものかということで、お尋ねをいたしたいと思っております。

### ○嶋江政喜農村整備課長

66組織の上に新たに協議会をつくって、その中で事業といいますか、そういうことはできないかという御質問だと思います。

まず、何度も申し上げますけど、農地・水は、地域住民を含む活動組織による農地、水路、農道などの地域資源の維持保全、補修など、共同活動に対する支援事業ということになっております。JA、土地改良区などは、活動組織の構成員になることはできます。要するにどここの環境組織の中に、例えばJAさんとか土地改良区が構成員となって、メンバーとなって活動とやることはできますけど、町とJA、土地改良区だけでといいますか、三者一体によって組織活動をつくるというのはできません、基本的にですね。

このため、組織統合による広域化などがあつた場合に、JAとか土地改良区はその組織の構成員となって活動をするということは可能でありまして、組織活動の事務とかリーダー的な存在になり得るということではできると思っております。

それと、議員がおっしゃるように、その上に協議会という御質問ではございますけど、まず農地・水は、佐賀県農地・水・環境保全向上対策協議会というのがございます。ここでは活動交付金の交付、それと活動内容のチェックとか助言、要するに活動内容について助言を行うという協議会でございます。メンバーは県土連とか市町、それからJA、農業会議所、あと県ですね、それが幹事会となりまして、またその中にも地域推進部会というのがございまして、これについては農林事務所単位で、農林事

務所と各市町が入ったメンバーでやるというふうになっております。

それで、各組織から上がってきた書類等のチェックも、一応町がして、その後武雄農林事務所にでもやって、この県の協議会にやるということになっております。

それで、その協議会をつくって、協議会が活動するというのがいかがなものかなと、できないのではないかとということで私は思っております。というのが、あくまで今趣旨を申しあげましたように、地域がやる活動事業に対しての支援ですので、例えば何回となく答弁をいたしましたけど、例えば66組織を広域化をやりましょうという話が出て、じゃあどうしたらいいだろうかという相談もあると思います。だから、そういう組織化に向けて、例えば検討会を例えば町、土地改良区、JAさん、ほかにもいらっしゃると思いますけど、普及所とかですね、そういうメンバーの中で検討会というのは、直接活動をするところではございませんので、そういう組織を立ち上げてやるというのは可能だと考えております。

以上です。

### ○片渕栄二郎議員

課長の答弁の中にごさいましたように、検討会的なものはできるだろうという答弁でございましたので、町がまず最初音頭をとっていただいて、その検討会を催していただき、そしてよりよいこの農地・水に対しての町内の活動が十分な活動ができるように、ぜひともその検討会を立ち上げていただいて、町が指導をしていただければと思っております。

それから、先ほど来説明がございましたように、この交付金の関係でございませけれども、5年が経過した後に、さらに活動を続けるためには、前の5年間の交付単価が75%というような決まりが適用されているようでございます。この差額分について町が負担をし、前の5年と同様に満額いただけることは、町費を投入してですよ、その辺の考えを町長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども。

### ○田島健一町長

5年間後は補助が落ちるということでございます。それについては、やはり実施の状況あたりを踏まえた後に、これは議会の議員さんたちともいろいろ勉強しながら、検討していかなければいけない項目かと思っております。

この農地・水といいますか、日本型の直接支払制度についても、まだまだ具体的なもの、ぴしっとしたものを国から正式に提示を受けてないということで、先ほど来課長の答弁にもありますけれども、ちょっと奥歯に物が挟まったような答弁だったかもわかりませんが、やはりぴしっと国、県から説明があれば、明確にはっきりと言えるところもございませ。

いずれにしても、今の制度の趣旨からいけばこういうことじゃないかというだけの話であって、もっともっと私たちも勉強していかないかんやろうと思っておりますし、今後もよりよい方向に行くように、議会の皆さんとも協議をしていきたいというふうに思っております。

### ○片渕栄二郎議員

ぜひとも町長、25%の減額の部分を町費で交付していただきますように、切にお願いをここで申し上げておきたいと思います。

いろいろと課長のほうからも答弁いただきましたけれども、今度のこの日本型につきましては、未加入地域が現在3地区だったでしょうか、あるというような回答をいただいておりますけれども、ぜひともこの未加入地区が加入できますように、推進方をぜひともお願いを申し上げておきたいと思いますけれども。

### ○嶋江政喜農村整備課長

未取り組み地区ですか、前の議員の答弁もいたしましたけど、未取り組み地区は3組織以上あります。ただ、大きいところをちょっと3地区申し上げましたけど、例えば新明地区の一部に10ヘクタールとか、新拓地区にも20ヘクタールとか、全部を取り組まないで農地をしてある組織もございます。だから、そういう地区を入れたら、11地区で525ヘクタールの農地がまだ取り組まれていないということでございます。

それで、この未取り組み地区については、議員おっしゃるようにこの事業は大変いい事業だと思っておりますので、ぜひ要綱等とか県の説明会が終わったら、地元にも説明をして、ぜひ活動をやってくださいということで推進はしていきたいと思っております。

### ○片渕栄二郎議員

それとあわせて、前者も何回となく質問をされておったわけですがけれども、非常にこの農地・水に関する事務が煩雑になっているというようなことで、ちょうど私も専門の職員を雇うて、そして指導をしていただいたらというような考えを持っておりますけれども、その点、町長として考えを聞いてみたいと思いますけれども。

### ○田島健一町長

ちょっと、職員ですかね。

### ○片渕栄二郎議員

いやいや、職員でなくしてですよ。別に、職員は職員としての仕事ございますので、退職者あたりを事務的に雇うてですよ。ということで任用して。

### ○田島健一町長

先ほど課長が答弁をいたしましたけれども、町としては構成員になることができないとか、活動できないわけですね。そういうことから、新たな組織をつくるにしても、先ほど話がありましたように、JAさんとか土地改良区等の話、その上部団体の話ありますけど、支援体制そのものについては、今後の話として検討はさせていただきたいと思います。

やはり今町の中にも、土地改良連合会からの嘱託の人というんですかね、そういう方も利用、活用しているんですけども、そういった形でできれば、そういった形での

活用、検討、支援のやり方についても検討はしていきたいというふうに思います。

#### ○片渕栄二郎議員

先ほど来いろいろと議員のほうから質問があってございましたように、そういったお手伝いをさせていただく人がいらっしゃれば、各組織で役員のなり手がなくなるとか、いろいろな問題があって、組織を解散をされたりなしたい今後出てくる可能性も出てくるわけでごさいます、そういったお手伝いをさせていただく方がおれば、自然とこの事業も進歩していくわけでごさいますので、その辺を町としても考えていただきまして、ぜひともこの事業がスムーズに進みますように切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

#### ○白武 悟議長

これで片渕栄二郎議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

15時18分 休憩

15時30分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第27号「財産の取得について」を議題とします。

申し上げます。

井崎好信議員が本案の関係者の一人ということですので、ここで退場をお願いしたいと思います。

直ちに審議に入ります。

議事進行については、質疑、討論、採決の順で行います。

質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

若干お尋ねをいたしたいと思います。

まず、最近はずっと漁家、ノリ養殖される漁家の方が減少の傾向にあるということをよく聞いておるわけですが、この今回の用地面積が2万7,000平米程度ですが、この2万7,000平米を必要とする根拠、漁家数に対してどの程度の面積が必要であったのかということですね。

それと、当然これはまた新年度予算で出てくると思いますけども、用地の今回は取得ですので、当然造成費が必要になってくるわけですが、造成費を含めた中での国、県、町あるいは受益される漁協の負担割合は、こういった形になっとるのかということをお尋ねしたいと思います。

### ○嶋江政喜農村整備課長

今回用地買収を予定しております2万7,007平米の根拠なんですけど、一応23年度までの用地の充足率が大体47%程度でございます。それと、26年度におきましても約77%、100%になっておりません。一応将来的にも漁業者が減る可能性もございますので、約8割程度ぐらいで計画をいたしております。

それと、今回大体2万7,000平米でございますけど、大体竹置きが主でございます。大体750から900、1漁家当たり大体750から900平方メートルぐらいの面積が必要でございます。大体三十五、六名ということで計画をいたしております。

造成費の負担割合でございます。一応今回造成用地費として約3,781万円、それと26年度の後の造成事業費として約3,900万円程度を予定いたしております、全体で約7,700万円程度、用地費と造成費を合わせて計画をいたしております。

それで、負担割合といいますか、国が50%、それと県が10%、町が35%、受益者が5%ということになっております。

以上です。

### ○久原房義議員

負担割合はお尋ねしたとおりですけども、受益者の方が全体事業費の中の5%を負担されるということですが、それのみ、あと、これは用地費と造成費がこういうことですが、あとの使用料等ですね、利用料があるものなのかないものなのかということをお尋ねしたいと思います。

### ○嶋江政喜農村整備課長

整備をする際、漁港整備及び、例えば平成14年度から漁港整備を新有明は行っています。それと、16年度から17年度にかけて住江漁港も整備を行っておりますけど、そのときに受益者負担ということで5%をいただいております。

その後の管理、要するに漁港施設の荷揚げ場とか作業用地等の日常管理については、漁協、組合さんをお願いをいたしております、夜間は当然安全のために漁港は照明をつけなくちゃいけません。その照明灯の電気料についても、本来は本当は町が管理者ですので持つべきなんですけど、それも漁協さんに負担をいただいている状況であります。

それで、使用料については、当分の間は免除するということにいたしております。

それと、県内の県あるいは市町で整備されている漁港施設、漁港及びそういう用地等の整備をされていますけど、その後の使用料徴収については、現在のところどこも取られておりません。そういう状況でございます。

以上です。

### ○久原房義議員

非常にすばらしい補助事業だなというふうには思います。全体事業が、この部分だけでですけども約7,700万円と。受益者の方がそのうち5%を負担されるということ

ですから、単純に計算しますと、7,700万円のうちの5%ですから385万円ですか、程度を受益者の方が負担をされて、あと使用料は免除ということですから、これは何と申しますか、商業関係あるいは農業部門から見たら、非常にうらやましいなと思うわけですね。用地費あるいは造成費を含めて5%程度の負担でよければ、農業関係で申しますといろいろなそういった資材置き場等を必要なときには、こういう事業が農業関係にもあれば、非常に助かるなという思いをするわけですね。

農業関係にもぜひ、なかなかないでしょうけども、これに近いような政策あたりを打ち出していただければ、また商業の関係も同様と思います。5%の負担で用地購入から造成費までできて、そこを利用できるということになれば、非常に産業振興上、非常にいいなと思いますので、こういった事業をひとつ商業あるいは農業関係も、何かひとつ見出していただくように努力をお願いしたいなど。これは内容は結構ですけども、そういうことでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原久男議員

今この事業、5%の受益者負担ということですが、その中で使用料が当分の間ですか、当分の間無料ということでしょうか。例えば10年先とか、その辺のことは何も考えてないということで、その辺のことについてお願いします。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

今の先ほど答弁いたしましたけど、今のところ県内の県とか市町の施設についても免除してあるということですので、そういうほかのところの状況を見ながら、検討していかなければならないのかなということですけど、当分の間と、そういうことで免除していきたいということと考えております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第27号「財産の取得について」採決をいたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

井崎好信議員の入場を認めます。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。  
あすも一般質問となっております。  
本日はこれにて散会をいたします。

15時42分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月10日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 片 渕 彰

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭